

## 2017 年度政府予算に関する要望書

2016 年11月10日  
日本共産党神奈川県委員会  
委員長 田母神 悟

2017 年度政府予算に対し、以下のとおり要望いたします。

### 記

#### 【学級規模・教職員定数及び教職員の勤務に関する要求】

1、①義務標準法を抜本改正して、国の責任で5カ年で小中学校35人以下学級を全学年で実現すること。

②さらに、30人以下学級に段階的に改善すること。

③県市町村が見通しをもって教職員の配置ができるように、定数改善計画を策定すること。

国会では2011年に小2から中3まで順次35人学級を実施していくことが自民を含む全会一致で決議され、その後も衆議院、参議院の各委員会でも全会一致で決議されています。2015年2月23日衆議院予算委員会で畑野君枝衆議院議員の質問に下村文科大臣は全国校長会、全国知事会、全国教育長協議会などが少人数学級を要望していることを認め、安倍首相は「全会一致の重みをかみしめながら、さらなる35人学級実現に向けて努力していきたい」と答えました。神奈川県議会でも35人学級を国の責任で実施するよう求める決議が全会派一致で採択されています。来年度予算に措置して約束を守る政府の姿を子どもたちに示すことを厳しく求めます。

2、高校での35人以下学級、特に定時制での30人以下学級が実施できるように、財政的措置を講ずること。

3、幼稚園の設置基準を現行の1学級35人から30人以下に引き下げ、4・5歳児は25人、3歳児は15人とすること。

4、文科省の調査でも、非正規教員は全国で約11万3千人と、全体の16%に及んでいることが明らかになっています。この事態は、神奈川県でも深刻です。定数内臨任が増えて、教職員の療養休暇、介護休暇、育児休暇などによる臨任と重なり、子どもの教育や校務の継続性、校内分掌の編成にも重大な支障をきたしています。それは不安定な身分の教職員を増やし、教育条件の低下をもたらしています。

また、定数内臨任に有資格者がとられ、療養休暇、介護休暇、出産・育児休暇などによる臨任が確保できずに、欠員のまま何週間も経過する例も生じています。青年の安定雇用政策の上からも重大課題と受け止めて措置する必要があります。「同一労働同一賃金・同一待遇」を徹底し、大卒者の就職難解消、公的雇用拡大の観点からも、定数内の欠員補充臨時的教職員の任用を改め、正規教職員を配置するよう徹底すること。短時間勤務の定年後再雇用教職員は定数外の配置とすること。

5、団塊の世代の大量の退職がすすむ中で、教員不足が深刻です。横浜などでは、地方から採用しても、数年後には郷里に帰る教員も多い。地域性にも配慮して教員養成の枠組みを拡大し、教員の安定確保の対策を行うこと。

6、2012年度予算で小中学校の図書館に職員を配置する予算が地方交付税で措置され、神奈川の自治体でも徐々に図書職員の配置が進んで、子どもたちにも学校現場にも「本が見つけやすくなった」「授業

で本を使う機会が増えた」などと大変喜ばれています。横浜市では12年度からの2年間で貸し出し冊数が1.7倍になりました。学校図書館は学習指導要領の改訂に伴う子どもたちの調べ学習や授業で活用度が高まっています。また一部の市町村に留まっている図書職員の配置を促進するための通達を発していただきたい。さらに学校司書の職と配置を学校教育法、標準法等に規定し法制化を行うとともに、全ての学校図書館に専任・正規の学校司書を国の責任で配置するように改善すること。

**7、教職員の超過密・長時間労働、健康破壊は、教育条件を悪化させ、教育現場・子どもたちに深刻な影響をもたらしています。労働安全衛生法違反の実態も深刻です。川崎の教職員のメンタル疾患は他産業労働者の3倍に達しています。改善のために**

- ① 教職員の定員を大幅に増やすこと。
- ② 教職員の勤務実態調査が実施されて10年経過しており、国の責任で改めて実態調査を実施して改善計画を示すこと。
- ③ 学校現場には徹底されていない厚生労働省通達、行政当局の長時間・過密労働解消のための通知文書等を徹底させる方策を講じること。
- ④ 授業時数を適正化するとともに、行政が思いつきの「必要」だとして人員の補充なしに様々な課題を課すことをやめ、教員の負担を軽減すること。
- ⑤ 部活動の休息日をもうけるなど部活動の過熱化をおさえる「部活ルール、を確立すること。そのためにも日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟、全国高等学校文化連盟、全日本吹奏楽連盟など学校の部活動に係る団体と協議の場をもうけて学校部活動の位置づけとあり方を検討し、国民的合意形成をはかってその改善をはかること。部活動による超過勤務の回復措置を制度化すること。
- ⑥ 教育公務員給与特例法を改正し、超過勤務手当の制度を創設することなど教職員の長時間時間外労働解消に向け、使用者責任を明確にした実効ある措置をすすめること。

**【教育予算・学校施設設備に関する要求】**

- 1、政府は国際人権規約(社会権規約)第13条2(b)及び(c)の規定の「留保」を2013年9月11日に撤回してから3回の予算編成がありました。しかし、そのための教育予算は大幅に増額されず、高校から大学卒業までの費用が880万円、年収400万円未満の家庭では教育費が年収の4割を占め、娯楽費や食費、衣類の購入費を圧迫しているなどの実態は深刻です。学級規模、児童生徒一人当たりの教員の数など教育条件も国際レベルから大きく立ち遅れています。先進国で最低レベルの教育予算をOECD平均並みに引き上げて、子どもたちが安心して学び育つ環境を整えること。
- 2、義務教育費の国庫負担制度は、義務教育の機会均等を維持し、地域間格差を生じさせないために絶対守らねばなりません。自治体の財政力によって教育水準に地域間格差が生じさせることは憲法にも反します。義務教育国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担割合を2分の1に戻すこと。併せて、教材費・旅費の国庫負担制度を復活すること。中学の部活にかかわる費用負担について国として助成を行うこと。
- 3、年々増加する外国籍児童生徒の学習権保障に国が責任をもって条件整備をすすめること。外国籍児童生徒の日本語教室の増設を図るとともに、日本語教育の教員を増員し、通訳配置に対する国の補助制度をつくること。
- 4、義務教育未終了者の就学機会の確保に重要な役割を果たしているいわゆる夜間中学の設置を促進し、標準法に基づく専任教員を配置すること。
- 5、東日本大震災は、学校の耐震補強工事、老朽校舎の早期改修と津波対策が、子どもたちの命を守るために、緊急課題であることを明らかにしました。神奈川県立高校及び特別支援学校の耐震化工事も

すすめられていますが、耐震化工事が完了しても文部科学省が要求するIs値0.7には届かず、県立高校は0.6以下がほとんどで、特別支援学校は0.6以下が全国ワースト4位です。

- ① 高校と特別支援学校の耐震補強工事と津波対策、老朽化対策を急ぐために、関係省庁と連携し、国庫補助を拡充して、危険な老朽校舎の改修を一刻も早くすすめること。
- ② 公立小中学校改築に対する国の補助基準を改善・充実すること。
- ③ 県内の公立学校で、津波浸水が予想される公立学校(幼稚園含む)は88校で首都圏最多である。公立学校への津波浸水対策を見直すこと。

- 6、異常気象・温暖化が続く中、冷房施設の設置が強い要求となっています。小中学校の保健室、音楽室、家庭科室、図書室、障害児学校・学級はもちろん、普通教室や管理棟の冷房施設設置の国庫補助を拡充し、早期設置をすすめること。
- 7、保健室の機能を充実させ、不登校、いじめ、暴力など子どもたちの現状に応じていくことが、ますます重要となっています。保健室の広さ確保、相談コーナーの設置など、そのための機能充実に向けた整備改善と、不登校の保健室登校等に対応できるよう職員を配置すること。
- 8、既存校舎へのエレベータ設置の補助は、実態に合わせて増額すること。
- 9、学校災害を根絶するため、学校内の安全点検を強め、安全対策を充実させるよう、実態に合わせて条件整備の予算も付けて、都道府県と市町村教育委員会への指導を強めること。
- 10、夜間中学(中学夜間学級)を拡充し、法制化すること。

### 【高校教育に関する要求】

- 1、子どもの貧困化から子どもたちを守り、安心して学習できる環境を保障するために、定時制高校生の夜食代、教科書代、通信制高校生の定期代の補助を復活・拡充すること。
- 2、高校授業料無償化に所得制限を付けることは、政府が国際人権規約の規定の「留保」を撤回した国際公約に逆行するものです。高校授業料無償化制度を復活・拡充し、修学旅行、部活動などの費用にも補助制度をつくること。
- 3、インクルーシブ教育推進のために、教職員定数標準法に新たな教員配当基準を設け、15人程度の少人数授業、子どもの実態に合わせた授業選択や取り出し授業など、子どもの全面的発達を可能とする条件整備を行うこと。
- 4、子どもたちに憲法と子どもの権利条約にもとづいて主権者教育をおこない、政治教育と自由な意見表明を保障するとともに、18歳に達した高校生の憲法上保障された政治活動や選挙活動を妨害しないこと。また、警察などからの介入については教育行政の自主性を厳しく守ること(資料添付)。教員が個人の考えを表明することを不当に制限したり、副教材「私たちが拓く日本の未来」の使用を強制しないこと。

### 【私学教育に関する要求】

- 1、私立学校振興助成法の趣旨に沿って、私立学校への経常費補助において、自治体間の格差が広がっている現状を踏まえ、私学助成国庫補助を増額すること。
- 2、政府が国際人権規約の規定の「留保」を撤回した具体策として、私立高校の授業料全額無料の実現にむけて、高等学校就学支援金制度の維持・拡充を図ること。

### 【特別支援教育及び児童生徒の健康に関する要求】

- 1、国は特別支援学校にだけ「設置基準」を設けていません。それが特別支援学校の過大規模・過密が解消されないまま放置されている大きな要因の一つと考えられます。神奈川では特別支援学校の過大規模・過密解消(適正規模・適正配置)のために必要な学校建設が生徒増に追いつかない実態があり

まず、「設置基準」を設けるとともに、特別支援学校建設に大幅な国庫補助を行うこと。

- 2、特別支援学級の学級編制標準を引き下げること。また、通常学級に在籍する発達障害のある児童・生徒のために、専門教員もしくは支援員を派遣するよう改善すること。
- 4、特別支援教育の実施に伴い特別支援学校に付加された地域支援業務及びその充実のために配置されている専門職（臨床心理士、理学療法士、言語聴覚士）については、教職員定数標準法に位置づけて、教員定数とは別途配置すること。
- 5、特別支援教育の一層の充実のために、特別支援学校を担う教員は特別支援学校教員免許状の保持者とする。また、そのためにも特別支援学校教員養成課程の定員枠を拡大すること。
- 6、特別支援学校は重度障害児の通学が増えています。命に関わる緊急処置を必要とすることもあります。医療ケアを必要とする子どもへの取り組みが始まっていますが、現在の対応は不安定で不十分です。特別支援学校の看護師の配置を教職員定数標準法に位置付けること。
- 7、アレルギー疾患を「学校病」指定に加えること。

### 【子どもの貧困・就学援助に関する要求】

- 1、子どもの貧困率 16%のなかで貧困の世代間連鎖が懸念されている中、神奈川県下でも教育に「貧困と格差」が広がり、勉学の継続が困難になっている学生生徒が増えています。就学援助費の国庫負担制度を復活し、自治体が制度を拡充させることができるように、国として十分な予算措置をとること。さらに、就学援助を高校まで適用拡大はかること。
- 2、奨学金制度の抜本的拡充のために、緊急採用奨学金の拡充、無利子貸与を大幅に増額すること。特に、低所得世帯における高校生の就学保障のため、返還免除規定を設けた奨学金制度への支援制度の創設をはかること。自治体が行う高校奨学金制度に国が助成して、基本的に貸与制度から給付の制度に転換できるようにすること。
- 3、幼稚園就園奨励金の国庫負担の拡充を行うこと。

### 【子どもたちの不登校、いじめ、暴力に関する要求】

- 1、子どもたちのいじめ、暴力、不登校の深刻な実態の根底には、競争教育にゆがめられて自尊感情をもてず、幸福度が世界最低レベルという日本の子どもたちの問題があります。さらに、子どもと向き合い理解するという教育の根幹に、教職員に対する競争と管理統制強化が破壊的な作用を及ぼしている問題があります。

繰り返されるいじめ問題を機に、わが国の子どもたちにストレスをため込む競争教育の改善をはかり、教職員に対する管理体制強化や教職員の超多忙化を抜本的に改善すること。そのためにも 30 人学級の早期実現は焦眉の課題です。

### 2、神奈川でも依然として不登校児童・生徒は深刻な実態にあります。

- ① 児童・生徒を精神面から支えている学校保健室の役割はますます重要になっており、養護教諭の複数配置基準の学校規模を引き下げ、複数配置を大幅に拡充すること。
- ② スクールカウンセラーや生徒相談のための教員などを増員すること。
- ③ 神奈川県教委の調査で、これからの学校の在り方として、「学校にいるとほっとしたり、楽な気持ちになれる」が中高生で1位、小特別支援で2位です。学校のありようが根本的に問われています。学校をすべての子どもにとって「安心して休める場、にし、子どもを緊張感から解放すること。「不登校ゼロ作戦」など学校復帰を前提とした、子どもや親をおいつめる施策をやめ、学校以外のさまざまな学びの場（フリースクール、フリースペースなど）をきちんと認め、公的支援をおこない、学校と同等の支援をめざすこと。

**④ 不登校の家庭の子育てを支えている親の会などへの公的支援をおこなうこと。**

- 3、教職員が子どもの情報を共有し、子ども・保護者と向き合い、共同して教育にあたる学校づくりを励ますこと。それを妨げることになる学校・教職員を数値で評価するシステムをやめること。
- 4、不登校児童・生徒の義務教育費無償を貫くこと。そのために、学校と連携して教員免許をもつ人員配置などができているフリースクールに通う児童・生徒に、就学支援制度を適用すること。

**【学校給食に関する要求】**

- 1、学校給食の食材について、放射性物質の検査体制を抜本的に強化するために、検査機器購入を国が全面的に助成すること。
- 2、神奈川県は、中学校給食に実施率が極めて低い状況にあります。
  - ① 今日の中学生の食生活の貧困化の状況からも、学校給食法に則った中学校給食を実施するよう財政援助を含めて未実施の横浜市などへの指導を強化すること。その際、自校式学校給食を基本とすること。
  - ② 昨年の要望に対しては、「施設の増改築等の交付金について地方公共団体のからの要望を踏まえて必要に応じて制度の見直しなど検討していく」と回答がありました。神奈川県が国に要望しているように、中学校給食の普及のため、施設の基準、建築単価の引き上げなど財源措置を十分にとること。
- 3、学校給食を実施しているすべての学校に、学校栄養職員を配置すること。
- 4、米飯給食への補助金を復活すること。学校給食の民間委託を後押しする1985年の「合理化通達」を撤回すること。
- 5、安全安心の給食を地産地消ですすめることができるように、都市近郊農業の支援を行うように農林水産省に働きかけること。

**【教育内容に関する要求】**

- 1、入学式・卒業式は子どもたちが主人公です。「国旗国歌法」制定時に政府が「強制するものではない」と言明した事実を示し、学校の主体性を尊重しつつ「日の丸」「君が代」の押し付けをやめるよう、各都道府県・市町村教育委員会にその趣旨を徹底すること。

特に、「君が代」の「斉唱」「起立」を強制して、子ども・保護者・参加者・教職員の内心の自由が侵されることがないように徹底すること。また、「日の丸」の舞台正面への設置や、「君が代」の斉唱・起立状況の氏名をふくむ調査結果の報告強制などの教育委員会による行きすぎた「指導」の是正をはかること。
- 2、教科書検定基準が改定され、政府の統一的な見解や最高裁判例にもとづく記述がもためられています。しかし、政府見解や最高裁判例にも多面的な見方や意見があります。教科書記述がそれ等に縛られるというのは、戦前の国定教科書の反省から教科書が民間で自由に発行できる制度に変えられた趣旨に逆行するものです。2014年1月17日の改定を撤回するとともに、当面、検定の緩和をはかること。
- 3、神奈川県内の多くの自治体では、教科書採択に専門家である教員や保護者の意見反映のシステムがなく、審議会答申を参考にしながらも、教育・教科の専門家ではない「教育長と教育委員」の意向で採択しています。子ども不在の採択になると市民は強い疑義を抱いています。ILO・ユネスコの『教員の地位に関する勧告』（1966年ユネスコ特別政府間会議採択）にもとづいて、子どもたちの実態をよく知り、それを使って子どもたちに教える教員・学校の意見を反映する制度に改めること。
- 4、各地で平均点競争が激化し、新たな競争をもたらしている全国一斉学力テストは中止し、学びあい、育ち合う教育で学力保障をすすめること。その最大の弊害を回避するために、テストをめぐる争われた旭川学テ訴訟の「個々の学校、生徒、市町村、都道府県についての調査結果は公表しないこと」とする最

高裁判決(1976年)を守ること。

学校現場では、「過去問や教育委員会作成の対策ドリルを迫られている」「『テスト対策』を繰り返し、4月はまともな授業が始まらない」「学力テストは日常の授業、学習内容までコントロールしていく段階になってきた」などの問題点が指摘されています。

- 5、各新聞社説などでも批判されている「道德の教科化」と教科書使用の方針を撤回し、成績評価の導入など行わないこと。憲法や子どもの権利条約などの学習、いじめや人間関係のトラブルなどをみんなで解決していくクラス討論や学校行事などの自治活動など、すべての授業や生活、教育全体をとおして市民道德の教育が行われるようにすること。「私たちの道德」の活用は、学校、児童・生徒に強要しないこと。

### 【大学の教育・研究・授業料・奨学金に関する要求】

- 1、大学の日常的運営に必要な経費(基礎的経費)の増額と基礎的研究支援の拡充を図り、また、軍学共同を排し、じっくり教育と研究のできる大学への条件整備をすすめること。大学予算の増額を図ること。
- 2、有期雇用の大学教職員、研究者、非常勤講師に契約更新 5 年上限を予め求めることは労働契約法改正の趣旨に反する行為であり、法律の精神を遵守し一律5年雇い止めをやめるように各大学を指導すること。
- 3、県内の主な大学の奨学金受給者数は、横浜国立大学で全学生の27%(第1種・2種計、2016年度)、横浜市立大学では30%(第1種・2種計、2016年度)となっている。卒業後の返済への不安から申請せず、バイトに追われている学生も多くなる。学生の学ぶ権利を保障するために、給付制奨学金と学費負担の軽減を求める。
  - ①少なくとも月3万円、70万人規模の給付制奨学金を創設すること
  - ②有利子奨学金を無利子に切りかえること。所得連動型返済制度や減免制度の拡充、延滞金や保証人・保証料の廃止など若者の生活を追い詰めないように返済方法を改善すること。
  - ③高い学費の値下げにふみだし、10年間で半額程度に引き下げること。

### 【文化、スポーツ施設の充実】

- 1、図書館など社会教育施設、体育館など社会体育施設の耐震化及び老朽化対策を進めるため、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引き上げなど十分な財源措置を行うこと。また、公立図書館の「トップランナー方式」による指定管理者導入を中止し、図書等購入費の増額、市民意見を反映した図書館の計画・運営をはかること。
- 2、文化会館等の文化施設を含め、バリアフリー化への対応、施設機能の向上につながる施設改修に必要な財政支援を行うこと。

以上

国土交通大臣 石井 啓一 殿  
環境大臣 山本 公一 殿

## 2017 年度政府予算に関する要望書

2016 年 11 月 10 日  
日本共産党神奈川県委員会  
委員長 田母神 悟

2017 年度政府予算に対し、以下のとおり要望いたします。

記

### 【地震災害対策】

1. 2016 年 3 月公表の「神奈川県地震防災戦略」では、減災目標を「大正型関東地震の死者数(31,550 人)の概ね半減」とし、また地震被害を「揺れ」、「津波」、「火災」に分け、それぞれの被害の軽減のために「30の重点施策」と目標を設定した。すべての住民の生命と安全を守る「戦略」へ転換し、減災目標や建物・家屋耐震化、火災対策などの強化をはかるよう、県を指導すること。(県)
2. 木造建築物等密集市街地対策を図ること(相模原)
3. 耐震ブレーカー設置に助成すること(相模原)
4. 二宮町の状況をより反映した震度計設置場所の選定と移転を行うこと。(二宮)

### 【津波対策】

1. 津波の迅速な察知と伝達の体制を充実させるため、相模湾沖でも海底水圧計の運用、GPS 波浪計の設置とあわせて、多種多様な沖合観測網の整備をすすめること。津波警報をより早く発令すること。(県、二宮・大磯)
2. 海岸防潮堤の8mの津波に対する強度の確認と改修を行うこと。(大磯)

### 【土砂災害、崖崩れ、急傾斜地対策】

1. 土砂災害対策の推進にあたっては、国として助成制度を新設・推進を図ること(相模原)
2. 来訪者向け防災看板(土砂災害)などを設置し、海岸だけではなく、土砂崩れの起こる可能性のある場所の案内を行うこと。(二宮・大磯)
3. 大磯、二宮とも土砂災害警戒区域指定はされているが、今後の対策について方針・計画を明らかにされていない。急傾斜地崩壊対策工事における国庫補助採択要件の引き下げと、それに伴う財源を確保すること。(二宮・大磯)

### 【火山災害対策】

1. 箱根の観光産業にとって「温泉」は重要な観光資源であるが、今回の火山の活発化によって大涌谷で造成されている温泉が未だに一部の地域に供給できない状況となっている。多大な復旧費用が掛かるとされていることから、一日も早く元のように温泉が供給できるよう、パイプラインの復旧に国が助成すること。(箱根)

2. 大涌谷の箱根火山は1年3か月ぶりに噴火警戒レベルは1になり、一部を除いて平常に戻った。しかし、昨年のような状況が10年、20年ごとに繰り返されると専門家は指摘していることから、箱根の観光産業を継続発展させるためにも、国が公的資金を投入し事業者等が安い掛け金で加入できる損害補償のための「共済制度」の創設をすること。(箱根)
3. 災害列島である我が国において、国民の命と暮らしを守り、日ごろから防災の向上に取り組み、災害が起こったらすぐに対応できる「防災庁」を新設すること。災害発生時、県や国からの支援のための人的・財政的支援を強化すること。(箱根)

#### 【原子力災害対策】

1. 学校、保育園に保管されている福島原発事故由来の放射能汚染土の回収を行う横浜市に対して、全面的に財政的責任を負うこと。(横浜)

#### 【河川対策】

1. とりわけ甚大な被害が予想される境川・引地川について整備目標であるおおむね時間雨量 60mm 降雨に対応した整備完了を急ぐことが必要。しかし、都市河川重点整備計画(新セイフティリバー)によれば、境川の河川改修総事業費は30年間で1230億円・毎年40億円の予算が必要だが、2014年の決算額は17億円、2015年は13億円となっており、現状の予算の付け方では予定どおり整備が進まない。境川及び引地川の河川改修を早急に実施するため、財政支援を行うこと。(県)
2. 河川改修計画を明らかにする。被害が起きた場合の改修は別建て(補正予算での対応)にしてほしい。葛川:しゅんせつの必要。県担当者は、流域全体の河川改修と利用計画を立てる必要があるとの認識。2014年に一旦予算がついたが、同年の秋の豪雨で被害があった平塚・大磯のほうが優先されたとの情報もあり。建設事務所が複数にわたるので、改修計画は全体にわたってカバーされることを確認する。(二宮・大磯)  
不動川:2014年堤防が崩れた部分の改修は終了。しゅんせつ工事は未了。
3. 相模川左岸(寒川町側)の河川敷の整備を進めること。特に堤防の護岸工事を早急にすすめること(寒川)

#### 【海岸浸食対策】

1. 海岸浸食対策計画の実施とその効果を検証すること(養浜および海岸保護、地引網場所の確保、二宮町下浜地区では振動対策)(二宮・大磯)

#### 【リニア中央新幹線】

1. リニア中央新幹線の建設は、そもそも必要性がなく、自然環境や生活環境を破壊し、事業採算性の見通しが甘く国民にサービス低下や税金投入などの負担を強いるものであることから、中止すること。リニア中央新幹線への財政投融资をしないこと。もし行う場合は、環境影響評価を国の責任で再度実施し、座間をふくむ地下水に影響がないかどうか、明らかにするとともに、JR東海が実施予定のモニタリングを関係自治体も一緒に行うこと。(県、相模原、座間)
2. リニア駅、変電所施設等への送電に関する情報が一切示されない。周辺住民にとっては、生活環境、健康上の不安を感じている。早急に情報提供、説明を行うことをJR東海に指導すること。(相模原)
3. リニア中央新幹線操業に伴う沿線自治体の経済波及効果等の需要予測が問題。曖昧。公的資金投入ならば、政府として、責任をもって需要予測を検証すること。(相模原)
4. 山岳トンネル内のリニア事故が冬季、積雪時の場合など、最悪事態の想定での対応策が示されてい

ない。住民の不安に対し、丁寧に、具体的な情報提供、説明を行うよう指導すること。(相模原)

5. 市港湾局は JR 東海から依頼されたりニア梶ヶ谷非常口からの建設発生土(工事残土)151 万 m<sup>3</sup>の輸送先について、最終報告。搬送先 3 か所の埠頭(非公開)への運搬ルートに関して説明があったが、臨海部乗り入れの調査に限定されており、問題となる市街地ルートは JR 東海任せとなっている(8月に調査開始したと報告)。JR 東海の調査結果を公表させること。(川崎)

### 【鉄道対策】

1. 国として東戸塚駅、横浜駅などJR、私鉄の駅ホームドア設置の促進をはかること。(横浜)
2. 東京メトロでの転落事故を受け、国においては平成32年までに、乗降客10万人以上の駅でのホームドア設置の前倒しの取り組みを検討していると聞いている。川崎市内にある55駅のうち、9駅(JR東日本では、川崎、武蔵小杉、武蔵溝ノ口、登戸、東急電鉄では、武蔵小杉、溝の口、京急電鉄では、京急川崎、小田急電鉄では登戸、新百合ヶ丘)しかホームドア設置の対象になっていないが、設置はなかなか進んでいない。過去3年間を基本とした転落事故件数は、251人とこのことで、特にJR東日本は転落者141件となっている。9駅については国として早急に前倒しでの設置を促進すること。(川崎)
3. 転落事故は9駅以外の駅でも起こっている。障がい者にとっては、10万人以上も以下も関係なく、危険な状況がある。この計画を進めつつ、現在行われている駅の危険調査結果による整備も国として加速し対応すること。危険調査結果についての資料を開示すること。(川崎)  
また、ハード面への対策と同時に、障がい者への声かけなど、ソフト面での取り組みや国民に対する啓発についても、国として促進すること。
4. 鉄道踏切の安全対策としては、踏切閉鎖を絶対要件とすることなく、地域の一体性を考慮し、地域住民の意見を十分に聞いて対応すること。(横浜)
5. JR 御殿場線の各駅で IC カードを利用可能するよう、国として促進をはかること。(大井)
6. JR 快速の大磯駅・二宮駅への停車を国として進めること(特に、帰りの通勤快速の停車)。(二宮・大磯)
7. JR 大磯駅東京駅側では、屋根が無い部分が長く、前方車両を使用するものには不便である。屋根を延伸するよう、国として JR 東日本へ求めること。(二宮・大磯)
8. 町民の交通手段の確保や利便性を高めるために、相模線の複線化・増便を国として求めること。(寒川)
9. 倉見駅・宮山駅にエレベーター、エスカレーターを設置し、駅をバリアフリー化国として促進すること。(寒川)
10. 相模線の寒川駅、宮山駅、倉見駅の駐輪場整備へ財政的な支援を行うこと。(寒川)
11. 相模線宮山駅の利用者のトイレが老朽化している。トイレ整備への財政支援を行うこと。(寒川)

### 【羽田空港問題】

1. 羽田空港の機能強化に向けた新飛行経路案については、中止すること。(川崎)
2. 殿町小学校で開かれた教室型説明会を一部住民だけに限定せず、改めて開催すること。(川崎)
3. 騒音について、Lden(時間帯補正等価騒音レベル)に基づく騒音評価では、決められた時間帯での限定された中でかつ高い騒音被害をもたらすものについては、適正な評価がされない。よって、短時間でも高い騒音被害をもたらすものについて防音対策の対象となるよう適切な指標を用いること。(川崎)
4. テスト飛行を実施すること。(川崎)

### 【道路・交通対策】

1. 国道246バイパス建設は、自然環境や水資源を壊し、大気汚染、騒音により市民の健康被害など多くの問題がある。これらを考慮しない246バイパス建設計画の中止を強く求める。
2. 県央道のつなぎ目部分から発生する振動で、周辺住民が夜、気になって眠れない状況がある。振動解消の手立てをとること。(寒川)
3. 旧真鶴有料道路が無料により真鶴町を通過する車が増え、真鶴駅前の深刻な渋滞を招いている。これを解消するためにブルーラインの無料化を行うこと。(真鶴)

### 【港湾対策】

1. 横浜市の新港湾計画のうち、本牧ふ頭先の新ふ頭建設計画については、コンテナ取扱量が当初予測通りの増加が確認できるまで、凍結を市に求めること。(横浜)

### 【まちづくり、その他の社会インフラ対策】

1. 高齢化社会への対応としてコミュニティバス運行への補助制度を創設・拡充すること。(横浜、寒川、二宮)
2. 防災の観点から、県内全ての水道事業者の配管など水道施設の調査・点検を行い、改修を行うこと。要綱に定める交付率による交付金額の予算額を確保すること。(県)
3. 水道水を安心、安全、安定的に供給するため、水道施設の耐震化や水質対策強化等が必要であるが、節水型社会により給水収益の増加が見込まれないなか、水道水源開発等施設整備費の補助対象充実および交付条件の資本単価基準の緩和をすること。(座間)

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

## 2017 年度政府予算に関する要望書

### (子育て支援・社会保障分野)

2016 年 11 月 10 日

日本共産党神奈川県委員会

委員長 田母神 悟

2017 年度政府予算に対し、以下のとおり要望いたします。

#### 記

##### 【予算全体。消費税関連】

1、社会保障関連予算をこれ以上削減せず、充実の方向に転換すること。

財務省は、高齢者増加に伴う自然増分について、3年間で1兆5千億円の小泉内閣(毎年 2200 億円削減)を上回る削減をめざし、厚労省が 6400 億円に圧縮した来年度予算を 5000 億円程度にまで、いっそう刈り込もうとしています。安倍首相は年金、医療、介護、保育、生活保護など社会保障全分野でこれまで自然増を総額1兆3200億円削り込み、負担増と給付カットを連打してきましたが、これからもいっそう大規模な削減を具体化しようとしています。

2、所得の少ない人ほど負担が重い消費税の10%への再増税は2019年10月への再延期ではなく、きっぱり中止し、社会保障の財源は、「消費税にたよらない別の道」、富裕層、大企業に応分の負担を求めるなど税金の集め方、使い方を変えて確保すること。安倍首相はこれまで、お金がないと言って消費税を8%に増税する一方で、法人実効税率を 7 ポイント以上減税し、参院選後には事業規模28兆円の「ばらまき経済政策」をうちだしています。

##### 【安心して預けられる保育所】

1. 保育給付費の用途についての国の基準を改め、目的外使用の規制を厳しくすること。(横浜)
2. 保育所施設整備については、建築基準法令だけでなく、幼稚園にならい、日照、騒音、振動等の環境基準を設けること。(横浜)
3. 乳児保育の基準緩和は行なわず、充実させること。専門資格を有している保育士が従事すること。(相模原)
4. 公立保育園への運営費と整備費の国庫補助を復活すること。(座間)

##### 【学童保育の拡充】

1. 学童保育の補助単価を学童保育の実情に見合うよう、大幅に増額すること。(県)
2. 「子ども・子育て支援新制度」で児童数の数え方など、誤解を招いている内容について学童保育として必要な改善を行うこと。(県)
3. 学童保育を児童福祉法の中で「児童福祉事業」ではなく「児童福祉施設」に位置付けること。(県)
4. 「放課後子ども教室」などすべての児童を対象とした事業と学童保育は目的も役割もちがうので、それらを一体化するのではなくそれぞれ独自の事業として実施し、各事業に基準を設けること。(県)
5. 放課後児童支援員等の常勤雇用・複数体制と勤続年数を反映した処遇制度を保障する財源措置、制

### 度化を図ること。(横浜)

6. 放課後児童健全育成事業において、低所得世帯、多子世帯等への利用料減免制度を創設すること。
7. 放課後児童健全育成事業に係る補助金は、子ども・子育て支援新制度の施行により事業充実が求められることから申請額全額を交付すること。(座間)

### **【子育ての経済的負担軽減】**

1. 「生活困窮世帯への学習支援事業を実施する」という国の「子どもの貧困大綱」の文言にてらして、地方自治体が実施する生活困窮世帯の子どもへの学習支援等に対して国が全額負担すること。

貧困の連鎖を断ち切るために、「生活困窮者自立支援制度」の生活困窮世帯の子どもの学習支援の国の負担を増やすこと。これまで生活保護や引きこもりなどの子どもたちを対象に行ってきた「学習支援」は国が全額補助だったが、新たな制度では年齢や困窮の幅を拡大したことはいいが、国は 1/2 しか出さないとした。そのため、今までやってきた学習支援へのお金も市が負担しなくてはならず、国は「拡大」したように言っているが、実際はなかなか拡大できない実態がある。「貧困の格差をなくす」という重要な施策であり、国がしっかりこれまで同様に負担すること。(横浜、平塚)

### **【子育ての相談支援体制】**

1. 引きこもり等困難を抱える若者の自立にむけた補助制度を拡充し、横浜市内で引きこもり地域支援センターを複数設置できるようにすること。(横浜)

### **【児童虐待防止対策】**

1. 児童相談所の職員の専門性向上に向けた支援を図ること
2. 児童心理士の育成、研修の拡充に早急に取り組むこと。(以上、相模原)

### **【国民健康保険】**

#### 1、高すぎる国保料(税)の引き下げと国庫負担の引き上げ

①国として、低所得者の負担軽減のための国保料(税)の減額・免除を大きく拡充すること。

②公費投入分を保険料の軽減など負担軽減に使われるよう指導をすること。

③国庫負担を現計画以上に、大きく引き上げること。(共産党県央地区、大磯、二宮、相模原)

所得 250 万円の 4 人家族の国保料(税)は年間 40 万円を超えるなど高すぎる国保料(税)は、支払能力をこえています。国保料が高くなった原因は、国庫負担を減らしたことです。1984 年に国保法を改定し国庫負担を引き下げたのを皮切りに、1984 年から 2014 年までの間に、市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合を 50%から 24%に半減させ、一人当たりの国保料(税)は 3・9 万円から 9・3 万円に引き上がりました。このままでは、保険料は 2025 年には一人当たり年 11・2 万円にまで上昇します(内閣府試算)。国が責任を果たさなければ解決しません。

国は、「低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援を拡充」するとして国保財政支援金として 15 年度から毎年、1700 億円を投入、17 年度からさらに 1700 億円を加えた計 3400 億円の公費を毎年、投入する計画です。「保険料の軽減や伸び幅の抑制が期待できる」といいますが、投入された 1700 億円を保険料の引き下げに活用した自治体は少なく、来年度からの国保料(税)を引き上げた自治体も少なくありません。ほとんどの自治体では、支援金を一般繰り入れを減らすことに充てています。全国で約 3500 億円となる市町村の一般会計繰入の「解消」に使われれば、高すぎる国保料(税)の改善にはなりません。

支援金の目的にあるように保険料の軽減を実現するには、国庫負担額をいっそう大きく引き上げるこ

とが必要です。全国知事会が、「国保の構造問題」は、事業主負担がないもとの「被保険者の多くが低所得なのに、保険料負担が多すぎる」ことにあり、「国庫負担の大幅増額でしか解決できない」と主張し、1兆円引き上げを提案したことを参考にすべきです。実現すれば国保料(税)は1人3万円、4人家族で12万円の軽減となり、協会けんぽと同水準になります。

- 2、重症化や死亡につながりかねない生活困窮者からの「資格証明書」の発行(国保証の取り上げ)を中止し滞納制裁の乱用がないよう指導すること。(県)  
生活を著しく窮迫させる恐れがある生計費への無慈悲で強権的な差し押さえをやめること。  
「収納率向上」で圧力をかけ、取り立てを推進することをやめて、こうした取り立てがされないように指導すること。
- 3、高すぎる国保料(税)の問題にメスを入れずに、国保料(税)の引き上げにつながり、保険証取り上げ、差し押さえなどの滞納制裁を強化する国保の都道府県化をやめること。
- 4、建設国保など国保組合の独自給付と国庫補助を守ること。
- 5、70歳～74歳の医療費の窓口負担について、段階的な原則2割への引き上げを中止し、1割に戻すこと。  
「現役並み」所得者の3割負担を1割へ戻すこと。
- 6、高額療養費制度(医療費の負担が高くなりすぎないように一定額以上を保険給付する)で17年度から、70歳以上の患者を、69歳以下の患者と同じ水準に引き上げようとするをやめること。70歳以上で低所得者(住民税非課税世帯)の場合、外来の負担上限は月8千円ですが、69歳以下に合わせると3万5400円に跳ね上がります。

### 【後期高齢者医療制度】

- 1、75歳以上の後期高齢者の窓口負担について原則2割への倍増化をやめること。
- 2、後期高齢者医療制度の保険料の「特例軽減」制度を来年度から段階的に廃止することをやめること。  
(県)

被保険者総数の6割近い「基礎年金のみ受給者」など低所得の高齢者、915万人が対象で、保険料はこれまでの軽減に応じて、それぞれ2倍、3倍、5倍から10倍になり、低所得者に対する大幅な負担増です。

月6.6万円以下の年金しか収入がなく9割軽減が適用されていた人や、月7万円程度しか年金収入がなく8.5割軽減(年金収入が月6.6万円超から14万以下)が適応されていた人は、特例がなくなり本則の7割軽減になるため、それぞれ3倍、2倍に引き上がります。所得割5割軽減がなくなり、2倍になります。被用者保険の被扶養者だった人の特例9割軽減を2年間の5割軽減後に無くし、5倍から10倍になります。実際、元被扶養者で年金収入78万2800円の高齢者の保険料は、5650円から56500円になります。

こうした高齢者に対する負担増を「現役世代との負担の公平化」の名ですすめています。医療費が多くなり、収入は減少する高齢者を「世代間の公平」として扱うこと自体間違っています。受診抑制をひどくすれば重症化してかえって医療費を増やすだけです。

- 3、高齢者を差別し保険料や窓口負担の増大をもたらす後期高齢者医療制度は廃止し、元の老人保険制度にもどすこと。16年度の月平均保険料は5669円。払えない人が24万人に達しました。同制度のもと神奈川県はここ8年で11.3%アップ、ここ3年では7.3%も急増。引き続き保険料の増加が続きます。
- 4、後期高齢者医療制度の神奈川県への調整交付金を見直し、引き上げること。財政力を理由に大幅カットされ、調整交付金影響額は21%、保険料を一人平均約2万円(1.94万円)引き上げている勘定です。神奈川では対象年齢の世代の所得階層200万円未満は全体の89.2%で約9割を占めます。均等割9

割軽減をうける低所得者の占める割合は全体の20・6%で全国(20・3%)と同等です。低所得者の占める割合で見れば、神奈川は豊かではありません。

## 【医療】

- 1、「早期退院」への誘導をねらう診療報酬引き下げや、介護型療養病床廃止、公立病院統廃合と病床削減などによる入院患者の「追い出し」は「介護難民」「医療難民」を増大させるものであり、やめること。
  - 2、看護師と医師の確保をすすめ、看護師の超過密労働、勤務医の過重労働などの労働条件を改善すること。
  - 3、患者負担に直結しない形で診療報酬を引き上げて、相次ぐ削減で経営危機に陥った医療機関をささえ、地域医療を建て直すこと。財源確保は、優遇されている新薬価格を下げるなど、異常な高薬価構造を是正することなどで可能です。
  - 4、患者の自己責任で安全性・有効性の不確かな医療を行なわせ、保険外診療の拡大と医療の市場化に向かわせる4月からの「患者申出療養制度」を中止すること
  - 5、感染症の発生・拡大・重傷化を防ぐための、必要な手だてをつくすこと。予防接種は、全額国庫負担で行うこと。
  - 6、子宮頸がん予防ワクチンの接種による副反応被害者を早期に救済する措置をとること。  
副反応に対する治療体制、対応可能病院の情報提供体制を整えること。(県)
  - 7、妊婦検診・妊婦健康診査制度への国交付金を充実させること。  
一般不妊及び不育症治療について医療保険の適用を広げ、費用の助成をすること。不育症の研究を推進すること。(県)
- 8、国による子ども医療費無料化制度の創設と、独自に実施した自治体へのペナルティの中止**
- ①子どもの医療費の窓口負担無料化の拡充を願う声に応え国が制度として、小学校就学前までの医療費助成制度を実現すること。
  - ②重度障害者、ひとり親家庭等の医療費助成制度を自治体任せにせず、国による統一的な医療費助成制度を創設すること。
  - ③子ども医療費無料化の独自の努力をしている自治体に対し、国が罰則として地方国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置(地単カット)をすることをやめること。
  - ④重度障害者やひとり親家庭等の医療費無料化の独自の努力をしている自治体に対し、同様の罰則を科すことをやめること。(横浜)  
全国知事会、全国市長会、町村会も連名で「国の責任で全国一律の制度を構築すべきだ。少子化対策になる」と決議しています。  
子どもの貧困率が過去最悪を更新し6人に1人。医療費の負担ができないため、必要な治療を受けられず歯がボロボロになる口腔崩壊の子など深刻な問題が生まれています。  
減額措置の廃止については、全国知事会、市長会、町村会が決議をあげたほか、県内でも多くの地方議会が意見書を可決しています。  
厚労省は、無料化すれば、医療費が増え無料化していない自治体に「波及増が生じる」から罰則を課していると主張してきましたが、共産党の国会論戦で、ほとんどの自治体ですでに無料になっているので、医療費が増えることはないと答弁し、論拠は崩れました。医療費がかさむどころか、子どもの早期受診・診断で重症化を防ぎ、医療費抑制できるとの自治体の調査こそ見るべきです。
- 9、退院・在宅復帰を進めるための入院したときの居住費(水光熱費)負担を、患者全体に拡大(低所得者や難病・小児慢性等の患者は対象外にする見通し)する一般病床への320円の負担導入をやめること。  
昨年成立した医療保険制度改革関連法による18年度から入院食費の自己負担1食460円(現在360円、

15年度までは260円)と合わせて1日780円、1カ月2万3400円だったものが、1日1700円、1カ月5万1000円に大幅な負担増となります。

- 10、湿布、目薬、ビタミン剤、うがい薬、風邪薬、胃腸薬など「市販品と効能が似ている医薬品」を薬局でも買えるからと保険給付から外すことをやめること。
- 11、かかりつけ医以外の医療機関を受診した患者から、通常の窓口負担に加えて定額負担を徴収する検討をやめること。
- 12、近隣で安心して分娩ができる体制の構築のため、秦野赤十字病院・東海大大磯病院での、産科・分娩再開への支援を行うこと。(大磯・二宮)
- 13、電磁波過敏症、化学物質過敏症への調査・研究をすすめること。2012年に日弁連が発表した「電磁波問題に関する意見書」を踏まえて、ICNIRP(国際非電離放射線防護委員会)のガイドライン未満の強度の電磁波による健康被害に対しても必要な対策をとること。

## 【介護】

### 1、介護保険の利用料負担引き上げをやめること

- ①2割負担をする対象を広げることや、要介護度に応じて負担割合を見直し、要介護2以下の「軽度者」について、自己負担を引き上げをやめること。
- ②訪問介護における生活援助について自己負担の引き上げや新たな利用者負担の導入をやめること。
- ③財務省の財政制度等審議会が求める「原則2割」化案(まず65～74歳を2割負担にし、その後75歳以上に拡大する)に反対すること。

社会保障審議会・部会で委員から「軽度になれば、自己負担が増えるのでは、自立支援の意識は後退し、介護度が重くなるだけだ」(老人保健施設協会)、「年金しか収入が無いなかで、負担だけが増えるのは実態と乖離」(全国老人クラブ連合会)「10万円近い負担増になる。『介護離職ゼロ』という方針にも逆行する」(連合)と批判が噴出したことを重視すること。

昨年8月から65歳以上で一定以上の収入(所得160万円(単身で年金収入280万円)以上)がある全体の2割にあたる人の介護サービスの利用料負担を1割から2割に倍加する仕組みが導入され、医療・介護両方で自己負担している人や施設入所し食費・居住費の全額負担している人などに深刻な事態が広がっています。所得にかかわらず2割にすれば、利用を取りやめるなどいっそう深刻な事態が広がることは明らかです。

訪問介護における生活援助については、民間家事代行サービスの利用者との公平性等の観点から、保険給付の割合を大幅に引き下げることを検討するとしている。

- 2、介護保険の利用料の自己負担額が一定の上限を超えた場合、超過分を払い戻す制度で、利用料の上限(高額介護サービス費)(3万7200円)を医療の高額療養費の上限(4万4400円)まで引き上げることをやめること。
- 3、保険料を負担する対象年齢を現在の「40歳以上」から引き下げる検討をやめること。
- 4、昨年8月から実施された、特養や老人保健施設などの入所者の預貯金や配偶者の所得などを勘案した補足給付(特定入所者介護サービス費)の打ち切りをやめること。

夫婦の片方が特養や老人保健施設などに入って世帯を分離した場合、入所した人のみ低所得(住民税非課税)なら軽減されたのが、配偶者も低所得基準を満たさなければ対象外となりました。また単身者の場合、低所得でも1000万円超の預貯金があると対象外になりました。これにより利用料が倍になり、月5万～10万円もはね上がったケースが続出。施設入所が困難になる高齢者や特養など施設の退所せざるを得ない高齢者が生まれています(県から)。

補足給付の申請の際、一律に同意書をとることはやめること。預金通帳の写しの提出や金融機関への

調査に関する同意書を一律に求めることに利用者・家族から戸惑いの声が出ています。(県)

5、今年の8月からの特別養護老人ホームなど介護施設やショートステイを利用する低所得者で住民税非課税の障害年金や遺族年金を受給する人に対し、新たにそれらの年金を収入に加えることで、食費と居住費補助(補足給付)の対象からはずすことをやめること。

遺族、障害年金と合わせて年間収入が80万円を超えると、老人保健施設などの従来型個室の場合、食費・居住費負担が月額2万7千円から6万円へと最大で3万3千円も増えることになり、サービス利用をあきらめたり、中断せざるをえなくなったりした人も生まれています。

6、特別養護老人ホームでは要介護2以下の人たちを新たな入所の対象外にして、保険サービスの対象から除外しました。行き場がなくなり「介護難民」が広がりました。要介護1から入居できるように元に戻すこと。

低所得者が広がり料金が高額な「サービス付き高齢者住宅」は入れません。「介護離職ゼロ」にも逆行し年間10万人を超える介護離職を広げます。

7、特別養護老人ホーム待機者をなくすよう特別養護老人ホームを増設すること。

横浜市の入所待ちは毎年5000人、川崎市は待機者5053人、すぐ入所したい3662人で待機率は全国ワースト2位、藤沢市は待機者が1260人などたくさんの待機者がいます。

8、14年に成立した「医療・介護総合法」で2015年度から17年度末までに、要支援1・2の訪問介護・デイサービスを介護保険給付から外し、地域包括ケアシステムなど市区町村の総合事業に移すとき、これまでの水準を引き下げないようにすること。

各地で、「受け皿」不足が浮き彫りになっています。県内33自治体のうち県央、西相、三浦半島の各地域などの15自治体がぎりぎりに移行を予定しています。ボランティアによるサービスBは、訪問型でも通所型でも当面は実施しないか未検討の自治体が多くをしめています。条件のある横浜市でも採算などの理由で市の総合事業に参加を表明する事業所は4分の1程度です。

介護福祉士など有資格者の割合などの基準を緩和したサービスAは、基本報酬に対する割合が横浜市は現行の90%、川崎市訪問型は70%、通所型は75%のように自治体ごとに異なり、境界地域で混乱が生じるおそれがあります。

川崎市では総合事業のなかに、スーパー基準緩和事業と称して、市が責任を持たず、民間会社に丸投げとも言える独自基準事業が計画されています。

9、介護保険制度の保険料・利用料を抑えながらサービス充実をはかり、安心できる制度にしていくために国庫負担をただちに10%引き上げること。

介護保険導入時、介護費用の50%だった国庫負担割合は25%に削減され、その後、施設費用への国庫負担は20%にまで引き下げられました。国庫負担を引き上げなければ、「医療・介護総合法」が実行されても65歳以上の介護保険料は25年には8200円になります。

## 10、介護労働者の賃金の大幅引き上げと、労働条件の改善

①介護労働者の賃金の大きな引き上げについて、保険料や利用者負担を引き起こす介護報酬引き上げとは別枠の国費の投入により、ただちに実施すること。(県)

②労働条件では、職員配置基準を、入所者3人につき職員1人から入所者2人につき職員1人にする(県)、夜間の人員配置を厚くするなど処遇の改善をすること。

介護労働者の平均月収が全産業平均を約10万円も下回る低賃金は、介護現場の担い手不足を引き起し、長時間・加重労働をも深刻にしました。低賃金と長時間過密労働があいまって、担い手不足をいっそう深刻にし、施設はあるが開設できないなど受け皿不足の要因になっています。

2015年の介護報酬改定で介護職員処遇改善加算を強化しましたが、基本報酬引き下げで、賃金はほとんど上げられず、非正規職員への切り替えなどをせざるをえなくしています。

11、この間繰り返されてきた、介護報酬の引き下げを見直すこと。

2015年4月から介護報酬2.27%のマイナス改定が実施されましたが、処遇改善加算(+1.65%)と認知症中重度加算(+0.56%)を含んでの引き下げであり、実質的には4.48%の大幅な引き下げと言えます。事業所の倒産、撤退が相次ぎ、職員の処遇の切り下げにつながり、サービスの後退や利用者から追加負担を徴収している事業所も出てきています。

「加算」ではなく介護報酬全体(基本報酬)の底上げを図ること。その際、保険料と利用料の利用者負担が増えないよう、国庫負担を増額し実効ある措置を講ずること。(県)

## 【年金】

1、臨時国会で成立をめざしている年金制度改定法案で、物価上昇率が小さい時やマイナスの時に実施しなかった「マクロ経済スライド」の調整分を、持ち越(キャリアオーバー)して、物価が上がり給付が引き上がったときに繰り返し差し引く「キャリアオーバー」制度の導入をやめること。消費税の10%への増税などで物価が上がると、キャリアオーバー制度が発動され、本来上がるべき年金支給額から、これまで削減されなかったマクロ経済スライド調整分が、差し引かれ、カットされます。物価が上がっても、年金はほとんど、据え置きになります。

また、同法案で実施しようとする「物価・賃金スライド」の改定で、物価が上がっても、賃金が下がれば賃金に合わせて年金をカットする仕組みの中止を求めます。現在、実質賃金は下がり続けています。この仕組みを仮に過去10年間にあてはめたとすると年金は5%以上減ることになります。消費税が10%に増税されると物価が上がり実質賃金が低下するため、その分年金は名目で下げられます。増税時に、物価が上がるのに、反対に上がっただけ、年金は削減されてしまいます。

同法案の2つのカットがダブルパンチで働き、年金は大幅にカットされ続けます。

現役人口の減少や平均寿命の伸びにあわせて給付水準を調整(調整率=現在0.9%)するマクロ経済スライドを廃止し、従来の物価・賃金スライドに戻すこと。

安倍内閣足後4年間で実施した13~15年度の「特例水準の解消」(過去の物価下落時のスライド停止分を取り戻す)による2.5%の削減、「マクロ経済スライド」を15年度に初発動し0.9%の削減、あわせて3.4%にのぼる公的年金支給額の削減をもとに戻すこと。

2、年金支給年齢の65歳以上への再引き上げはやめること。

3、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)は、株式の比率を引き上げる「株式運用」の変更で、年金積立金を、危険な株式に投入し巨額損失を出すことをやめ、「安定運用」の原則にたった資産運用に転換すること。

安倍政権は14年10月、公的年金の運用方法を見直し、安全性の高い国内債券の比率を引き下げる一方、株式比率を50%へ倍増、一気に20兆円も拡大させ10.5兆円の大損失です。

国民には年金の支給削減を強いる一方で、首相自らの名を冠した経済政策の「成功」を演出するために国民の共有財産を株債つりあげの道具に使い危険にさらすことなど到底許されません。

4、公的年金等控除を小さくする年金課税の強化をやめること。

5、2カ月ごとの年金支給を諸外国で行われているように消費生活のサイクルにあわせた毎月支給にして高齢者の生活の安定をはかること。

6、全額国庫負担の最低保障年金制度の実現をはかること。

## 【生活保護】

1、13年8月から15年4月まで連続3回、最大10%に及ぶ、生活扶助費(日常生活日に当たる)の切り下げ、期末一時扶助、住宅扶助基準の上限額、冬場の暖房代にあたる冬季加算の各削減など一連の生

活保護費の引き下げを元に戻すこと。

「食費を2食、豆腐と納豆で過ごしている」など、きり縮めは限界です。若い母親と小学生・中学生の子どもをもつ、ひとり親世帯では子どもが多いほど切り下げは大幅になり、削減額が年間20万円に達する深刻な事態です。

- 2、熱中症対策として冷房代のための補助の創設を求めます。猛暑日が増え、電気代の節約で熱中症になる事例が生まれています。
- 3、家賃にあたる住宅扶助費限度額の引き下げにより、物件が少ない上に、利便性が後退するなど困難を強いています。転居を余儀なくされた人の意向を尊重し、状況にあわせた対応をし、転居費用は貸し渋りせず貸すこと。
- 4、17年度の生活扶助基準の検証(5年に1度実施)に向けて、7月15日の社会保障審議会・生活保護基準部会で行われた、ひとり親家庭に対する母子加算を再び見直しの対象として検討することをやめること。
- 5、生活保護を受けるべき人が生活保護を申請しても、生活困窮者自立支援窓口に戻して受け付けない違法な「水際作戦」をやめること。本人の意向と健康状態を最優先にして就労の強要をしないよう指導すること。受給者に生活困窮者自立支援への切り替えを迫り、保護を強権的に打ち切ることをやめさせること。

ただちに就労が困難な生活困窮者に求める就労訓練の1つである「中間的就労」は、最低賃金以下で働いてよいとするもので、生活困窮者を劣悪な労働環境におく危険があり見直すこと。

- 6、厚労省が15年3月に出した生活保護需給者全員に毎年、機械的に貯金通帳のコピーなど「資産申告書」を出させることは人権侵害であり、やめること。(県)

受給者が屈辱でノイローゼになり、自殺事件も起きています。生活保護法では、受給者に届け出を義務付けるのは生計状況に変化が起きた場合です。一律の調査を行う根拠にはなりません。

資産調査により葬式代のためにとためた30万円の貯金を「収入認定」され、それで生活するように指導され、支給を停止された事例もおきています。

また、冷蔵庫など電化製品を購入しようとする、社会福祉協議会から借りて購入するように指導されるため、購入する人はほとんどいません。「中嶋学資保険訴訟」における最高裁判決などで明確なルールになっている、子どもの学費や耐久消費財の買い換え保護費は任意にプールでき、収入認定しないことを徹底すること。

## 7、「貧困ビジネス」問題

ホームレス(路上生活者)に生活保護を受給させ住まいを提供すると甘言で誘い、劣悪な住まいと食事を提供し、住宅扶助限度額の家賃や実態にあわない高額な食費、さまざまな名目の費用を設定して保護費のほとんどを詐取するとともに、本来一時的な利用を前提としているはずなのに、本人にはわずかしか手渡さず自立できなくして、食い物にし続けている悪質な「貧困ビジネス」宿泊施設が横行しています。第2種社会福祉事業の届出施設とともに目の行き届かない無届け施設も多くあります。自治体がホームレスのための施設をつくらずに、そうした民間の無料低額宿泊所に頼っている状況もあります。

川崎市では第2種社会福祉事業に該当する施設は20か所あり、生活保護入所者数は452人、70歳以上が136人と10年前より2.6倍化しました。入所者の76%の346人が2年以上です。全県でも高齢者の入所が急増していると見られます。

- ①第2種社会福祉事業の届出施設とともに無届け施設も実態を調査し把握すること。
- ②問題ある施設に対しては強制的措置を含む実効ある規制ができる法律を整備すること(横浜)。
- ③役所が悪質な「貧困ビジネス」宿泊施設を生活保護利用者に紹介しないよう指導すること。
- ④保護費の利用者本人による管理状況や、提供する住まい、食事などの設備やサービスと価格設定、契

約での内容説明などでの基準を法律で定め、届出ではなく許可制にすること

- ⑤自治体が、高齢などで生活が窮迫し住居を失った人をサポートし、一時的に住まいを提供する自立支援施設を整備するよう指導し援助すること。
- ⑥住所がなくて生活保護受給ができない人に保証人になるとか、借り上げ住宅や空き家などを活用・整備し住まいを提供するなど低価格の公共的な住宅を準備すること。「「貧困ビジネス」宿泊施設利用者の民間アパートや養護老人ホームなど社会福祉施設への転・入居を援助すること。
- ⑦ホームレスや虐待などからの緊急対応で、生活用品を一切保持していない受給者への「一時扶助費」の「家具什器類」費は低すぎて、最低限の生活用品も保持できない。現実との乖離がある。調査の上、引き上げること。(相模原)

## 【障害者】

障害者権利条約を批准したことを受け、その理念を広げあらゆる施策に反映させる施策が求められます。障害者差別解消法における「差別を解消するための措置」として位置づけられる「差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の不提供の禁止」の具体化は切実な課題です。(以上 県)

神奈川県相模原市緑区にある津久井やまゆり園で起きた入所者殺傷事件は痛ましい事件でした。容疑者には、優生思想やヒトラーの影響を受け、重度の障害者に対し差別し抹殺をはかるなど人権を否定し社会的弱者への攻撃的な思想があることが明らかになってきています。障害者や社会的弱者を守るため、障害者には生きる権利があり、かけがえのない存在だというメッセージを表明・発信し、人権軽視と弱者を差別することをやめ、個人を大切に共生する社会をめざすことを呼びかけ、そうした社会の実現のための啓蒙、努力を強めること。障害者の社会参加を妨げる際の壁や偏見、差別の排除は重要な課題です。

- ①難病患者含む障害者の医療・福祉を無料にすること。
- ②障害者総合支援法を見直し、障害者の意見をくんだ真に障害者が自立できる制度をつくること。
- ③障害者が65歳になると介護保険に移行され、支援サービスが減らされ、大きな負担が強いられることをなくし、希望すれば、引き続き障害者支援が受けられるようにすること。
- ④視覚障害者は障害者のなかでも就業率が最も低く、生計維持が困難です。視覚障害にとって、あんま・はり・きゅうは特性に合った職業です。ところが、有資格者のなかでの視覚障害者の割合は低下しています。「あはき法」19条に基づき、有資格者のなかでの視覚障害者の割合を守ること。あん摩マッサージ指圧の定義を確立するなどして、視覚障害のあんま・はり・きゅうの有資格者にはたらく場を保障すること。自営する視覚障害者が地域で自立した生活が営めるよう支援する制度を新設すること。

以上

外務大臣 岸田 文雄 殿  
防衛大臣 稲田 朋美 殿

## 2017 年度政府予算に関する要望書

2016 年 11 月 10 日  
日本共産党神奈川県委員会  
委員長 田母神 悟

2017 年度政府予算に対し、以下のとおり要望いたします。

### 記

神奈川県は首都東京に隣接し、900 万人を超える人口を擁する全国第2の県です。しかし、いまなお県内には 12ヶ所約 1739 基に及ぶ米軍基地が存在し、その多くは人口の密集する市街地に存在しています。これらの米軍基地は住民に対し爆音、航空機の墜落・落下物事故や米兵犯罪など様々な不安を与え、生活環境や都市整備の上で大きな障害となっています。

東京湾の入口に位置する横須賀には、米海軍が持っている艦隊の中で最も強大で地球の約5分の1の地域を作戰範囲とする第 7 艦隊の司令部が旗艦ブルーリッジ内におかれ、その主力艦である原子力空母ロナルドレーガンとその打撃群が配置されています。その中で海上自衛隊と米軍との一体化がすすんでいます。このほど公表された戦略文書では、原子力空母艦載機部隊の一部である連絡機C2グレイハウンドに代えて、垂直離着陸機 CMV22 オスプレイが配備されることも明らかになりました。

厚木基地はこの空母打撃群の艦載機部隊・空母航空団の拠点とされています。

キャンプ座間には、在日米陸軍司令部とともに米軍が海外でたたかう専門部隊である第一軍団の前方司令部がおかれ、ここでも米軍との一体化がすすめられています。

防衛省は、2017 年度予算案の概算要求で兵器の研究開発に動員するための「安全保障技術研究推進制度」に 110 億円を計上しました。16 年度の予算の6億円から一気に18倍に増額させる重大な内容です。大企業が集中する神奈川は、軍事にかかわる産業と研究機関が集中しています。兵器の研究開発への大幅な予算増は神奈川の軍需産業をいっそう強化し、ひいては攻撃拠点化を強めるものと不安を覚えます。

安保法制の強行成立で、なし崩し的なオスプレイの通告なしの飛来、艦載機の休日訓練による爆音など、その被害は一層広がっています。米軍と自衛隊の一体化がすすんでいます。

その一方で、三浦半島でのヘリコプターの墜落事故や相模総合補給廠の火災など、原因についても解明されないままです。これでは、住民の不安と不信は募るばかりです。

県内米軍基地の整理・縮小・返還は神奈川県の県是です。この見地から神奈川県内の米軍基地に関わって以下の事柄について要求をします。

### 【日米地位協定に関する要望】

#### 1、第1条関連(定義)

- ①軍属の定義を明確にすること。特に合衆国軍隊に直接雇用されていない軍属の職種と、居住市町村ごとの人数を明らかにすること。

## 2、第2条関連(施設・区域の提供と返還)

① 米側に提供している施設及び区域に関する、それぞれの協定(個別協定)については、使用目的、使用範囲、使用条件等を詳細に記載するとともに、その内容を日本国政府が定期的に審査し、これを明らかにすること。

② 日米地位協定第2条第3項では「合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的として絶えず検討することに同意する。」と規定しているので、「絶えず検討」した結果を定期的に明らかにすること。

すべての米軍基地の返還を求めているが、下記については即時返還を求める。

○根岸住宅地区〔横浜市〕全部(既に使用終了)。

○池子住宅地区及び海軍補助施設

〔横浜市〕横浜市域の全部。

〔逗子市〕米軍住宅854戸の用地とされる80ヘクタール以外の土地。

○横須賀海軍施設

〔横須賀市〕通信施設部分を含む旧長井住宅地区の全面返還。横須賀線の引き込み線の未返還部分。

○相模総合補給廠

〔相模原市〕JR横浜線と並行した道路整備による東西方向のアクセス向上の用地。北側道路の整備による宮下～上矢部方面のアクセス向上の用地。

○相模原住宅地区

〔相模原市〕ウォーターフィルタープラント(浄水場)区域の土地。東側外周部分の道路整備による南北方向のアクセス向上の用地。北西側外周部分を歩行者用の緑道として整備の用地。横浜水道道の開放による南北方向のアクセス向上の用地。

○キャンプ座間

〔相模原市〕ゴルフ場外周道路の整備による周辺地域の渋滞緩和及び南北方向(第7ゲート付近～県道51号)のアクセス向上の用地。市道新戸相武台のトンネル拡幅再整備による安全性向上及び交通利便の用地。ゴルフ場とされている土地。旧まがり坂(峰の坂道)の復活による東西方向のアクセス確保の用地。旧新磯高校東側の道路整備による南北方向のアクセス向上の用地。

〔座間市〕水道施設用地。チャペル・ヒル住宅地区の土地。

○厚木海軍飛行場

〔大和市〕引き込み線の土地全部。

〔綾瀬市〕西門南側地区(約5ヘクタール)の土地。ピクニックエリア(約6ヘクタール)及びゴルフ場地区(約39ヘクタール)の土地。

○提供水域の全部。

③ 提供した土地は、条件を無条件で返還すること。

④ 提供地の境界を明確にするとともに、提供地内の土地についても、公図を整備するなど、将来返還に向けて、権利者間に紛争の生じないよう措置すること。

⑤ 米軍が定めている現行の日本環境管理基準(JEGS)について、防衛省のHPに掲載しているが、読みやすく工夫をすること。広く告知すること。

日本語の解説書を作成し公表するとともに、問題が発生した場合の立入調査はもとより、その運用実態を地方公共団体が定期的に検査・確認できる仕組みを早急に確立すること。

### 3、第3条関連、(施設・区域内の合衆国の管理権)

- ①国会議員、自治体議員や地元地方公共団体の人員が基地内への立入りを求めた場合は、速やかに応ずること。また、その際、日米両政府は、公務を遂行する上で必要かつ適切な援助措置をとること。
- ②演習・訓練は、その影響を提供施設又は区域外に及ぼさないよう努めること(本年4月の横浜 MM 地区での米軍の行動)。
- ③原子力艦の寄港時の事前通報及びその内容を遵守すること。また、事前通報の公開制限を早期に解除すること。
- ④原子力艦の原子力事故対策については、予防対策及び応急対策・住民避難について、「安全神話」を排して、早急に対策を講じること。

### 4、第4条関連(施設・区域の返還時の原状回復・補償)

- ①地位協定を改定し、米国が原状回復義務を果たす責任を負うこととする。
- ②前記改定に至る前においては、基地の返還にあたっては、日米両国政府の責任において環境調査を実施・公表し、環境の浄化や障害物件の撤去等の適切な措置を講じた上で返還すること。
- ③基地の返還に伴う環境調査や環境浄化については、基地使用履歴が必要不可欠であり、使用者としての米国と、基地の提供者である日本国政府が共同で対処する責任があることを確認し公表すること。

### 5、第5条関連(受け入れ国における移動の自由、船舶・航空機の出入国、施設・区域への出入り)

- ①核兵器積載可能な艦船の寄港や航空機の飛来等について、平成4年7月に、米国大統領の戦術核撤去完了の声明があったが、有事の際の核配備など国民の疑惑と不安は完全に解消されてはいないので、非核三原則を厳守するよう米国に求めること。
- ②施設・区域間の米国艦船(徴用船舶を含む)が港湾に出入りする場合には、必ずしも港湾管理者に通告がなされていないことから、港湾施設の円滑かつ安全な管理に資する観点から、国が港湾管理者に速やかに通知すること。

### 6、第6条関係(航空・通信体系の協調)

- ①一都九県にわたる「横田空域」の管制業務について、同空域の活用により首都圏空域の効率的な運用を図るため、日本側に早期に全面返還すること。
- ②「岩国空域」における管制業務については、民間機の円滑な定期運航や安全性を確保するため、日本側に早期に全面返還すること。

### 7、第9条関連(軍隊構成員等の出入国)

- ①合衆国軍隊の構成員、軍属、それらの家族の人数を居住する市町村別に明らかにすること。
- ②人、動物及び植物に対する検疫並びに人の保健衛生に関して、国内法令を適用すること。

### 8、第10条関連(運転免許・車両)

- ①基地内に車庫を有する場合の米軍構成員等の私有車両の登録について、自動車の保管場所の確保等に関する法律を遵守すること。
- ②米国と日本は交通法規が異なるので、米軍構成員等は、日本の運転規則に関する講習を受講するとともに、基地の外での運転に際しては、その受講済証明書を携帯すること。

### 9、第13条関係(租税)

①米軍構成員等の私有車両に対する自動車税は平成11年に税率が引き上げられたが、民間車両の税率と比較すると著しく低い税率になっているので、民間車両と同税率とすること。

10、第15条関連(販売所等の諸機関)

①基地内の諸機関が提供する役務についても、物品の販売の場合と同様に、日本人に対する役務の提供を規制すること(基地内ゴルフ場の日本人の使用。基地資源を使って商売をしてはいけない)。

11、第16条関連(条関連、(条関連、(条関連、(日本法令の尊重義務)

①米軍構成員等による犯罪、交通事故を防止し、住民の不安の解消を図るため、規律の厳正な保持、教育訓練の徹底、警らの強化等適切な措置を講ずること。

②米軍の主催する行事において、銃刀法に違反する事例があるので、中止させること。

12、第17条関係(刑事裁判権)

①日本国が第1次裁判権を有する場合、米国は日本側から被疑者の拘禁の移転要請があるときには、無条件で速やかにこれに応じることとする合意内容に改訂すべきこと。

②基地の外における事故現場等においては、日本国の当局の主導の下での統制が的確に行われるよう、改めて統制の方法について早急に定めること。

③公務執行中の米軍構成員及び軍属の作為又は不作為から生ずる罪について、米国側の司法手続きによる処分の審理過程を被害者、遺族及び地元地方公共団体に通知する仕組みを構築すること。

④公務執行中に米軍構成員及び軍属による犯罪が発生した場合、死亡等の結果を引き起こした重大な犯罪や悪質な犯罪等、特に社会的な影響が大きいものについては、実質的に日本側において裁判権が行使できるよう米国に働きかけること。

⑤公務執行中の米軍構成員及び軍属の犯罪に対する処分結果の通知については、平成25年10月の日米合同委員会で、米国側の最終の裁判結果のみならず、裁判の各審級での結果や懲戒処分も通報の対象とされ、公表や被害者・家族に開示するための枠組みが合意されたが、起訴期日その他判決に至る司法手続きの経緯を被害者、遺族及び地元地方公共団体に通知する仕組みとはなっていないので、これを改善すること。

13、第18条関連(請求権・民事裁判建)

①公務外の米軍構成員等が起こした違法行為において当事者間での解決が困難な場合で、被害者への損害賠償額が満たされない場合には、日米両国政府の責任において補償が受けられるようにすること。

また、米軍構成員・軍属の家族が加害者となった場合の規定がなく、被害者にとって、自ら責任を追及していく難しさは米軍構成員・軍属の場合と全く同じであり、したがって、米軍構成員及び軍属の公務外の違法行為と同様に、それらの家族による被害を受けた場合、一義的に加害者個人が賠償責任を負い、当該加害者に資力が無いなど十分な補償ができない場合には、日米両国政府の責任の下、被害者が十分な補償を受けられるようにすること。

②平成8年12月のSACO最終報告によって、「見舞金」等に関する日米地位協定の運用の見直しが見られているものの、被害者に対する日米両国政府による支払いについて法的義務として認めたものではないので、法的義務であると改めること。

③SACOにおいて、18条6項の米側見舞金と確定判決との差額を日本政府が支払うよう努力すると明記しているのだから、確定判決の通り遅延損害金も含めて支払うこと。

④嘉手納、横田、厚木などの訴訟における米国の損害賠償金の分担が規定通りに米国から支払われてい

ない。国は、公務執行中の米軍等による日本国政府以外の第三者への損害について、国が支払った賠償金のうち、日米地位協定で定める分担案に応じた分担金を、米国に強く請求し確実に回収すること。国民の税金を取り戻す責務を果たすこと。

#### 14、第25条関連(合同委員会)

- ①米軍基地の運用等に関して地元地方公共団体の意見を聴取し、その意向を尊重するとともに、日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者の参加する地域特別委員会を設置すること。
- ②SACO最終報告において、「日米合同委員会合意を一層公表することを追求する」としているのだから、日米合同委員会の合意事項は速やかに公表すること。

### 【横須賀基地関係の要求】

1、米海軍は2015年10月から、原子力空母ロナルド・レーガンに交代配備させたが、この原子力空母の交代は、横須賀での原子力空母の永久母港化である。さらに、米海軍が2017年までに計画しているイージス艦3隻の追加配備は、更なる基地機能の強化に繋がるものである。原子力空母の母港化・永続化にきっぱりと反対するとともに、第7艦隊のすべての艦船の母港取り消しを要求すること。

1973年10月に横須賀に初めて空母ミッドウェーが配備されたが、当時、日本政府は国会答弁で、「(配備は)概ね3年」「新たな施設の建設は求めない」「空母艦載機の離着陸訓練はしない」という3つの約束をした。今日まで3つの約束を米側は全て反故にしている。約束を反故にし続けている状態を米側に抗議し、母港取り消しを強く求められたい。

### 2、原子力艦災害の避難範囲を原発並みに見直すために、米原子力艦の原子力災害対策マニュアルを検証する作業委員会を再開し、横須賀の住民団体、住民団体が推薦する委員も作業委員会に参加させること、および原子力災害対策特別措置法の原子力事業者に準じた対策を講じるよう米側に申し入れ、その回答を情報公開すること。

2016年3月28日、米原子力艦の原子力災害対策マニュアルを検証する内閣府の作業委員会は、応急対応範囲については従来通り、原子力空母の場合は半径1キロ以内で即時避難、1から3キロ以内で屋内退避とするなど、おおむね現行どおりとする結論で作業を終了してしまった。今回の作業委員会の結論には以下のような重大な問題点があることを指摘しなければならない。

第1に、今回の結論はメルトダウンとかメルトスルーといった最悪の事態を想定していない。住民団体が入手したロナルド・レーガンの航海日誌なども参考にせず原子力空母の平均出力をファクトシートが示す15%と過小評価して試算しており、また原子力艦船の原子炉や運転状況に関する資料提供を外務省は米側に求めているなど、きわめて恣意的な見解と言わざるを得ない。

第2に、今回の結論は、この間の日本共産党国会議員団の国会質問のなかでも、岸田外務大臣がしばしば、米側に可能な限り米原子力艦船の安全性に関する情報公開を求めていくとした国会答弁を蔑ろにするものである。

### 3、原子力空母ロナルド・レーガンにおいて昨年10月18日に発生した火災の事故原因と被害の程度について米側に情報提供を求められたい。

原子力空母ロナルド・レーガンが2015年10月18日、安倍首相の乗艦2時間前に火災を発生したことが星条旗新聞などで報道された。米海軍安全センターの発表によれば、火災発生場所は飛行甲板下の

格納庫で、原子炉区画とは 10 ㇿほどの距離であり、事故はクラス A の深刻な重大事故としている。負傷者などはなかったが、延焼が止められなければ重大事故につながる可能性も十分ありうることである。

- 4、米空母の横須賀母港化にあたり核持ち込みを容認した核密約が存在していたことが明らかとなった。核密約をきっぱりと廃棄するとともに、非核三原則の法制化をすること。
- 5、福島原発事故、三浦半島活断層群による地震発生確率増の報道などにより、原子力空母など原子力艦への不安が市民の中に広がっている。原子力災害の万全の防災対策を求めるとともに、一番確実な安全対策として原子力空母の横須賀配備を撤回すること。
- 6、横須賀基地における原子力空母の定期修理や放射性廃棄物搬出行為は、日米両国政府が原子力艦の安全性の根拠として示されたエード・メモワールやファクトシートに違反するものである。原子力空母のメンテナンスは「通常のメンテナンスである」と説明しているが、その内容を具体的に明らかにするとともに、直ちにやめさせること。
- 7、原子力空母ジョージ・ワシントンの 2011 年 3 月 4 日（東日本大震災前後）の航海日誌が情報公開され、放射性物質を含む過剰冷却水、気体ガスの 200 海里内での放出と、危険な横須賀帰港直前の原子炉緊急停止、再出力急上昇試験を実施していたことが明らかになった。この事実を早急に調査して調査結果を神奈川県、横須賀市、関係者に報告すること。
- 8、「テロ対策」と称して実施している原潜入港通告の非公開臨時措置をやめること。
- 9、長井住宅跡地の通信施設の早期返還を求めること。
- 10、日米地位協定第2条3項では「合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討する」としている。水上機の滑走水域として設定された漁業制限水域は、水上機がないもとは必要がないと思われるが、国は、「米軍が運用上必要なものであるため、漁業制限をしているものと承知しており、返還を求める考えはない」としている。運用上必要なものであるかどうか、米軍に確認し、理由も含め明らかにすること。制限水域の解消を求めること。
- 11、相模湾の潜水艦行動（訓練）区域の解消を図られたい。
- 12、旧軍港市転換法は「平和産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与することを目的」としている。関東自動車の工場跡地や市営長浦埠頭など旧軍施設を自衛隊が取得し使用していることなどは、自衛隊基地の強化・拡張であり、「軍転法」がめざした都市像に逆行する。これ以上防衛施設の拡大をしないこと。
- 13、大矢部弾薬庫跡地は軍転法の趣旨を尊重して、横須賀市への無償譲渡すること。
- 14、ごみ・排水処理など米軍基地の公害防止のため立ち入り調査ができるよう地位協定の見直しをすること。

- 15、米軍人の市内居住に反対し、米軍人、軍属に対する税の特権的減免を廃止すること。また、米軍がすすめている民間住宅提携プログラム(RPP)は実質的な基地拡張であり、止めさせること。
- 16、市民税を納入せず市内に居住している米軍人、軍属のゴミ処理、し尿処理、下水道の料金は処理コスト(施設建設、管理運営、人件費などを含む)が普通交付税において、基準財政需要額算定されているというが、実額を算出し市の負担にならないようにすること。
- 17、市財政を充実させる立場からも、横須賀の経済的発展を阻害している米軍基地を返還すること。返還されるまでは基地の存在による損失額に見合うよう基地交付金を大幅に増額すること。

### 【厚木基地関係の要求】

厚木基地周辺住民は厚木基地を使用する米軍機と自衛隊機の爆音により、長年にわたり耐え難い苦痛を強いられてきた。2015年7月30日の厚木基地第4次爆音訴訟東京高裁判決は、過去の損害賠償として約2億円、将来の損害賠償として約12億円を認容し、また2016年12月31日までの自衛隊機の夜間早朝の飛行差止めを認める判決を下した。この判決は厚木基地周辺の違法な騒音状態が現在もなお継続していることを認定し、国の無反省への痛切な批判でもある。基地周辺住民が継続的に受忍限度を超える騒音被害を受けているとの司法判断は、住民の負担の深刻さを示すものである。国と米軍は改めて住民の苦しみを重く受け止め、爆音被害の解消にむけ真剣に取り組むべきである。こうした状況を踏まえて次のことを要望する。

1、MV22 オスプレイの飛来中止と普天間基地への配備撤回を求める。

- ①昨年5月、MV-22オスプレイはハワイのペローズ空軍基地で訓練中墜落炎上し、海兵隊員2名が死亡するという事故が発生した。昨年11月23日の米太平洋海兵隊のメディアリリースによれば、「ローターによる下降気流により空気中の埃や砂が増えるため、事故機が着陸帯ガルの上空で低高度のホバリングを行う度に、双方のエンジンのエンジン比率出力が低下し「埃や砂を吸い込んだ結果、エンジンのタービン翼に物質が固着し、左エンジンのコンプレッサー・ストールを引き起こすに」至り、「それが揚力を失わせ、着陸失敗に至ることになった」と指摘し、「MV22 のエンジンフィルターシステムの改良も提言」したとしている。米軍内部ではエンジンの吸気口フィルターの改良を求める声が以前からあったものの放置されていたとの専門誌の指摘もある。

オスプレイの安全性への疑問はより一層大きくなったと言わざるを得ないなかで、MV-22 オスプレイの厚木基地への飛来が常態化し、厚木基地が東日本での訓練拠点になりつつある。米軍基地の整理・縮小・返還促進は神奈川県は県是であり、県民の悲願である。構造的欠陥機であるオスプレイが恒常的に厚木基地や横須賀基地に飛来することは、基地機能の強化であると同時に、平穏な市民生活そのものを脅かすものであり断じて容認することはできない。オスプレイの厚木基地および横須賀基地など県内の基地への飛来の中止と厚木基地を訓練拠点とさせないこと。

- ②この間の厚木基地等へのオスプレイの飛来についても、住宅の密集する市街地でのヘリモードでの飛行や病院、学校の上空での飛行など、日米合同委員会合意(2012年9月19日)に反する飛行が目撃されている。日米合同委員会の合意が順守されているか否かは、市民の安全にとって看過できない重要事項である。日米合同委員会合意が順守されているか否か、飛行経路の確認のための監視体制を強化すること。今後、合同委員会合意に反するオスプレイの飛行があった際には、米側に毅然たる抗議の意思を表明し、飛行中止を求めること。

地元自治体が求めているMV22オスプレイに関する情報提供を速やかに行うこと。

- ③今年に入り厚木基地には MV22 オsprey は 6 回厚木基地に飛来しているが、いずれも直前通告もしくは無通告の飛来となっている。そして 5 月の 4 機、7 月に 6 機、8 月に 4 機飛来したが、それぞれ 1 機に故障と思われる事態が発生した。8 月 25 日に飛来したうちの 1 機は 11 日間も離陸できなかった。この事態はなぜ生じたのか、説明すること。
- ④MV22 オsprey の東富士及び北富士演習場での離着陸訓練を中止し、普天間基地から直ちに撤去すること。
- ⑤防衛省のオsprey 購入計画を撤回し、自衛隊への配備をやめること。
- ⑥米海軍の戦略文書「海軍航空展望 2016-2025」では空母連絡機 C2 グレイハンドに変えて CMV22 オsprey を 20 年から配備することが明記されている。更なる基地強化につながる空母連絡オsprey の配備の撤回を求められたい。

## 2、空母艦載機の着艦訓練・日常訓練等について

- ① 今後、いかなる事情においても厚木基地では NLP (夜間連続離着陸訓練)、FCLP (地上離着陸訓練) を実施しないこと。年末、年始、高校・大学入試、お盆の時期はもちろんのこと、人口密集地である厚木基地での艦載機と自衛隊機の日常訓練を中止すること。また、禁止している 22 時以降の飛行については止めること。
- ② 住宅防音工事の第一種区域を拡大し施工後の維持管理は国の負担とすること。
- ③ ジェット機のエンジンテストは 18 時から翌朝 8 時までの試験運転禁止時間は行わない。
- ④ ヘリコプターの訓練が長時間、民家の上空の同一ルートで行われているので中止すること。

## 3、原子力空母について

- ① 1973 年の空母の母港化開始に際して、1973 年 12 月 19 日の参議院決算委員会で大河原良雄外務省アメリカ局長は「空母ミドウェーが横須賀周辺に家族を居住させている期間はおおむね 3 年と承知している」と答弁している。この国会答弁から 43 年、横須賀は米海軍が海外に唯一空母の母港を有する第 7 艦隊の拠点施設となり、米国の出撃拠点となっている。厚木基地周辺住民の健康被害にまでなっている爆音問題の根本原因は米空母の横須賀母港化にある。空母あるが故の爆音被害、米軍機墜落事故や落下物事故、さらには空母乗組員による凶悪犯罪を抜本的に解決するために、1973 年 12 月の国会答弁を順守し、米原子力空母の横須賀母港を撤回すること。
- ② 厚木基地の爆音による周辺住民への健康被害への影響について、国の責任で調査すること。

## 4、蓼川下流の浸水被害防止に係る治水対策については対象区域 118 ㍔のうち左岸側 46 ㍔で右岸側 72 ㍔はこれから計画されるが、調整池から蓼川への接続工事もまだ行われていない。蓼川下流域の浸水被害防止に向け、厚木基地内に予定されている 2 か所の調整池の早急な工事を求める。

## 5、厚木基地の返還等

- ① 1971 年 (昭和 46 年) 12 月 20 日、横浜防衛局長から大和市長などに宛てられた文書「施横第 5626 号」(通称「46 文書」)における「厚木基地においては、ジェットエンジンを主たる動力とする飛行機(ターボプロップ機を除く。)は、緊急止むを得ない場合を除き、使用しません」の項目を厳守し、海上自衛隊哨戒機 P-1 の厚木基地配備を撤回すること。
- ② 米海軍厚木基地を全面返還すること。また、厚木基地の旧引き込み線区域の返還を直ちにおこなうこと。

## 6、その他

- ⑤ 基地内のゴミ・下水の汚泥処理は周辺自治体が行っているが、費用負担は国からの一括交付金でな

く明白な支払いに変更する。

- ⑥ 住宅移転跡地の草刈り回数を増やす。(雑草が 2m まで伸びている)、防草シートの設置
- ⑦ 基地内からゴルフボールが民家に飛び出して危険なので、防球対策とコース見直しを行う。
- ⑧ 硫黄島に派遣されている自衛隊員の市民税分について、新たな財源保障措置を講ずること。

### 【キャンプ座間に関する要求】

- 1、在日米陸軍が県内 4 か所の施設(キャンプ座間、相模原住宅地区、相模総合補給廠、横浜ノースドック)で大規模な改修工事に乗り出す方針を固めたことが報道された。しかしながら、この大規模改修工事は県内の関係自治体にもこの改修計画についての情報提供は行われていない。この大規模改修計画は県内の米軍基地の恒久化につながり、米軍基地の整理・縮小・返還という県是にも反するもので容認することはできない。
  - ①関係する地元自治体に速やかに情報提供を行い、改修計画の全体像を明らかにすること。
  - ②この改修計画に係る費用の総額、そのうちの米側予算で行う改修施設と予算額および日本側の予算で行う改修施設と予算額の総額について明らかにすること。
  - ③少なくとも改修工事にあたっては地元自治体の協議と了解を得ること。
- 2、防衛省は、全国の陸上自衛隊を一元的に指揮する「陸上総隊司令部」を 2017 年度末までに創設するのに合わせ、在日米陸軍の司令部があるキャンプ座間に「日米共同部」(仮称)の創設を決めたとの報道がある。同様の組織は、海上自衛隊の自衛艦隊司令部は米軍第 7 艦隊、航空自衛隊の航空総隊は米空軍第 5 空軍とそれぞれ同じ基地に司令部をおいている。これは、米軍と自衛隊が文字通り一体化していくということである。このような日米一体化は自衛隊をアメリカの世界戦略の中に深く組み込むものであり、直ちに撤回すること。
- 3、キャンプ座間周辺地域のヘリコプター騒音、特に低周波被害について専門の測定器を設置し、従来の W 値(うるささ指数)だけでなく、低周波騒音について継続的に測定すること。また、測定結果の分析、周辺住民に及ぼす健康障害、生活被害の実態調査を実施すること。調査にあたっては環境省など関連省庁との連携も図ること。
- 4、厚木飛行場周辺の自治体と同じように、キャンプ座間でのヘリコプター運用とキャスナー飛行場の使用についての「軽減措置」の協定(夜間飛行時間の制限、深夜の飛行禁止、住宅地上空での飛行訓練についてなど)を自治体と米軍との間で締結すること。
- 5、米陸軍・海軍・空軍による基地周辺住宅地上空でのタッチ・アンド・ゴー訓練(特に空母入港時は、米海軍艦載ヘリコプターの訓練が常態化し顕著)は、安保条約・地位協定 2 条 1 項の「施設・区域の提供」にない空域での訓練なので、住宅地上空での訓練を直ちに中止するよう米側に求めること。
- 6、座間市内 4 か所にあるキャンプ座間の「水源地」は、2002 年米軍が県営水道に切り替え、地下水汲み上げや配水池などの水道施設は、現在遊休状態である。地位協定 2 条 3 項にもとづき直ちに返還することを求める。当面県立谷戸山公園(市民が憩う公園の中に米軍の施設が存在するのは異常)の水源地施設(配水池)は即時返還すること。
- 7、返還跡地の利用にあたっては、無条件、無償、全面利用の原則で対応すること。

### 【相模総合補給廠関係の要求】

- 1、昨年の 8 月 24 日未明に発生した在日米陸軍相模総合補給廠内の爆発火災から 1 年以上経過したが日米地位協定の壁に阻まれて日本の警察や消防による主体的な調査は出来ず、米側からはっきりした原因究明も示されていない。この爆発火災事故について以下、要望する。
  - ①昨年 12 月 4 日の外務省・防衛省名義の「相模総合補給廠における火災について」という情報提供文書

は中間報告と思われるが、最終報告書は出されているのか、明らかにすること。

- ②この報告の調査結果では、「確実な火災原因を特定するまでには至っていない」とあるが、現在米軍の調査体制は存続しているのか。担当部署は在日米軍のどのセクションか明らかにすること。
- ③再発防止には原因究明が不可欠であるが、そのためにも日米共同の調査が必要である。地位協定の運用の改善では到底対応できる問題ではない。今後は日米共同の調査が可能となるよう日米地位協定の改定に取り組むこと。
- ④補給廠内には米軍から申請されている「危険物施設」が 16 棟あるが、これらの「危険物施設」に何がどのように保管されているか情報提供されていないため、適切な消火活動が不可能となっている。住民の安全を確保する自治体の役割を果たしていくためにも、危険物倉庫の内容・保管状況などを定期的な「立ち入り検査」・「状況報告」が可能となるよう地位協定の改定に取り組まれない。

2、相模総合補給廠では、「米軍再編」以降、補給・兵站機能の強化と同時に「訓練基地」としての機能強化も進められている。例えば、2012年9月には演習名 MEDEX(メデックス)と呼ばれる日米合同演習が、また今年6月には陸上自衛隊も参加した「イムアドーン」演習が昨年に続いて相模総合補給廠で実施されている。これらの演習を基地内で実施することは、地位協定上の施設提供目的に照らしても合理的でなく、市民への事前の情報提供も不十分なまま実施され、多くの市民の不安が寄せられている。このような基地内での演習は行わないことを米軍に強く求められたい。

また、相模総合補給廠の自衛隊との共同使用については、基地の恒久化につながるものであり、米軍基地の日米共同使用反対は、相模原市議会で2度決議され、自治体の基本スタンスである。国はこれを尊重すること。

**3、多くの市民が利用することになる返還地跡地の土壌調査については、より広範囲に調査をし、自治体、周辺住民に情報提供を速やかに行うこと。また、今回の調査で鉛が検出されたが、どのような対策を講じられるのか明らかにすること。**

相模総合補給廠一部返還地域約 15 ㉩の土壌調査の結果が発表されたが、区域内に設定された 138 区画のうち 5 区画において、鉛及びその化合物について「含有量基準不適合」が確認された。この 5 区画をさら45 区画に細分化して追加調査を行ったところ、12 か所で土壌汚染が明らかになり、基準値を 15 倍以上上回る地点もあった。鉛の検出は重大であり、かつて米軍は鉛の検出により韓国の基地内施設を閉鎖したことがある。

4、基地内及び基地周辺の生活環境の保全及び安全確保のため、米軍に対しても大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、土壌汚染対策法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの生活環境の保全に関する国内法や条例を適用すること。また、施設新設等の際には、環境アセスメントを実施するなど国内法令を適用するよう日米地位協定の抜本的改善を求めること。

国内法令が適用されるまでの間、国の責任で国内法令に準じた環境調査を実施し、その結果を公表するとともに、米軍に対し、日本環境管理基準(JEGS)に基づく運用実態を地元自治体に報告させること。

5、基地に起因して騒音、水質汚濁、土壌汚染、大気汚染等の環境問題が発生した場合は、米軍の責任において適正に処理するとともに、講じた措置については、速やかに地元自治体に情報提供すること。また、基地内の PCB・弾薬など危険物、廃棄物等の保管・移動・処理に当たっては、米国政府の責任において適正に措置し、立ち入り調査ができるまでの間、管理報告を文書などで定期的に自治体に提出するよう求めること。

**6、横田基地への CV22 配備計画に伴って米軍から発表された環境レビューにある国防後方支援庁処分部相模の役割は何か。そこに運び込まれた危険廃棄物はどこに運ばれるのか明らかにすること。**

7、政令指定都市である人口70万人を超える相模原市の中心部に、広大な米陸軍の基地が存在すること

が異常である。しかも、安保法制が強行された今日、「兵站基地」は「戦場」と常に直結している。市民の不安の根源である相模総合補給廠の即時全面返還を求められたい。

### 【池子住宅地区及び海軍補助施設に関する要求】

1、2004年(平成16年)10月の日米合同委員会で合意した「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域の飛び地部分約1.2ヘクタールは無条件で直ちに返還すること。

2、池子の横浜市域への米軍住宅の追加建設計画は中止・撤回すること。

池子の横浜市域への米軍住宅建設の経緯は以下のとおりである。まず2003年7月の日米間の合意に基づき、国が800戸の米軍住宅建設計画を横浜市に申し入れ、翌2004年9月に国は800戸から100戸削減した700戸という見通しを横浜市に提示した。その後2010年には更に385戸へと建設戸数を削減し、2014年6月には171戸へと削減した基本配置計画案を示した。このように建設予定戸数が二転三転している理由について納得のいく説明はなされていない。

また、この米軍住宅建設について、国は「根岸住宅地区の家族住宅の老朽化が深刻なものとなってきたによる移設」と説明してきた。しかしながら、根岸住宅の米軍関係者は2015年末までにすべて退去を完了しており、現在は非提供地に居住する日本人住民と数人の警備職員のみであり、事実上の閉鎖状態にある。すなわち、根岸住宅地区の移設は事実上終了したのであり、池子への追加建設は必要ではなくなったことになる。多額の思いやり予算と貴重な池子の森を破壊する米軍住宅建設計画はきっぱりと中止すべきである。

3、池子米軍基地の全面返還について

①平成26年度より共同使用を開始した、池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地40haについて、早期返還を実現するとともに、共同使用開始に伴い市が新たに負担する経費を勘案し、補助金等を増額すること。

②池子住宅地区及び米海軍補助施設の早期全面返還を求め、池子住宅地区以外に残された後背地は、緑地の保全をめざして、「三浦半島国営公園」とすること。

③運動施設の維持管理費用と米軍の施設使用料免除分について、市民に負担を転嫁するのではなく、国と米軍で負担すること。

④池子米軍住宅地区の準用河川とそれと一体化している調整池(防災施設)の維持管理費は国が負担すること。

4、基地関連について

①基地交付金の対象資産額に対する固定資産税相当額の交付とすること。

②池子の森自然公園並びに、40haの共同使用地について、不発弾の本格調査を実施すること

③池子米軍基地内では、米軍の訓練を実施しないこと。

### 【横浜市内の米軍基地に関する要求】

1、深谷通信所跡地の国有地、上瀬谷通信基地の国有地を無償で横浜市に提供するよう政府内で調整すること。

2、横浜ノースドックは、横浜港と臨海部都市計画の障害となっている。早期全面返還を求められたい。また、

北富士・東富士での実弾砲撃演習に伴う物資の移送では、横浜ノースドックでの弾薬等の積み降ろしは行わないことを米側に求めること。

**3、横浜ノースドック及びその周辺での特殊訓練は絶対に行わないこと。**

今年の大型連休中の4月29日に米空軍横田基地所属のヘリコプターUHIが、特殊訓練を行った。また4月25日にも同型ヘリが訓練を行った。この訓練は港湾施設として提供された区域であり、またノースドック周辺海域を含む上空に訓練空域の設定もされていないので、これらの訓練は日米地位協定に違反する疑いが極めて強いものである。また、今回の訓練について米軍は事前通報を日本側にしておらず、防衛省も横浜市、神奈川県いずれも一連の訓練を把握していなかった。このような訓練施設以外での訓練は絶対に行わないよう、米側に要求すること。

4、鶴見貯油施設は、埋立地という不安定な立地に加え、居住地や小中学校とも隣接しているので、早期に全面返還を米側に要求すること。

5、返還された小柴貯油施設に隣接する小柴水域として残された部分の活用状況について明らかにするとともに、必要でなくなった施設区域は地位協定上返還が義務付けられているので、この水域を直ちに返還するよう米側に要求すること。

**6、事実上閉鎖状態にある根岸住宅地区は無条件で返還するよう返還に向けた手続きを開始すること。また、根岸住宅地区で暮らす日本人居住者の住環境を守るため、防犯灯の管理、芝生竹木の管理、害虫の駆除等々の対策を米側に行わせること。**

以上

## 2017 年度政府予算に関する要望書 (雇用・労働分野)

2016年11月10日  
日本共産党神奈川県委員会  
委員長 田母神 悟

2017年度政府予算に対し、以下のとおり要望いたします。

### 記

#### 1. リストラ規制

- ① 雇用対策法を厳正に守らせ、就職援助計画が確実に再就職を保障できる計画以外は、計画を認めないこと。
- ② ルネサス、日立、東芝などで昨年以降リストラされた労働者の再就職状況について明らかにすること。調査していなければ至急調査して明らかにすること。

#### 2. 高齢者雇用

すべての希望する労働者に、65 歳までは生活できる収入を得られる雇用を保障するよう各企業に強力な指導を行うこと。日立製作所では週 1 日か2日の仕事で「雇用延長」としている。このような違法状態を是正させること。

#### 3. 非正規雇用

- ① 正規雇用を希望する非正規雇用労働者が正規雇用になれるよう、スキルアップの支援も含め企業に働きかけを強めること。
- ② 非正規雇用労働者の賃金、労働条件、福利厚生など正規労働者との格差の実態を明らかにし、均等待遇実現の取り組みを強化すること。

#### 4. 最低賃金

神奈川の最賃裁判の中で、国は最賃でフルタイム働いても生活保護基準には及ばず、差額の生活保護費を受けられると答えている。生活保護と最賃を比較する方法を改め、最低賃金でフルタイム働けば、生活保護基準を上回るようにすること。当面、全国すべての都道府県で時給 1000 円以上に引き上げること。

#### 5. 時短

- ① 過労死の防止、ワークライフバランスの実現に向け、当面、月 45 時間、3 か月 120 時間、年間 360 時間の残業の上限のガイドラインを法制化し、厳格に適用すること。
- ② 当面は 36 協定の例外規定については安易に受け付けないこと。また、例外規定を発動するには、事前に労使の合意と職安の承認をうけさせるようにさせ、厳格に指導すること。

6. 労働基準監督官の大幅増員、相談機能の強化

最近の「電通」過労死事件に象徴される超長時間過密労働をはじめ、ブラックな働き方をなくすためにも、労働基準監督官の大幅増員をただちにおこなうこと。また様々な労働者の悩みに適切に対応でき解決できる相談体制を強化すること。

7. 特区

特区を活用した労働法制の例外実施については、労働者の代表も入れた開かれた審議会等で徹底した論議を行い、同意を得て実施すること。

## 2017年度政府予算に関する要望書

2016年11月10日  
日本共産党神奈川県委員会  
委員長 田母神 悟

2017年度政府予算に対し、以下のとおり要望いたします。

### 記

#### 【農業に関して】

##### 1、環太平洋連携協定(TPP)を臨時国会で批准せず、TPPからの撤退を強く求めます。

TPPは日本の農業に壊滅的被害をあたえるだけでなく、国民の食と安全、医療、地域経済と暮らしに深刻な影響を及ぼすものです。とりわけ、消費者が多い神奈川県では、「食の安全」に対する懸念が大きく、長期の摂取による子どもや孫たちへの影響を心配する声があげられています。農業や暮らし、日本の経済主権をアメリカと多国籍企業に売り渡す暴挙です。TPPからの撤退を強く求めます。

アメリカでは、労働組合や市民団体が猛反対をし、民主・共和両党の大統領候補もTPP協定に反対しています。カナダ政府も「署名はするが批准はわからない」と言っています。こうした世界の動きのなか、安倍内閣は、国会での徹底した審議もせず、国民に十分な情報公開もしないまま批准を強行しようとしています。

先の通常国会では、甘利明前TPP担当相とフロマン米通商代表部の交渉資料は、すべてが「黒塗り」であり、政府発表の影響試算は、コメについて「影響なし」とするなど、国民から見ても納得できるものではありません。さらに、輸入米の価格偽装問題が浮上し、TPPは国産米価格に影響しないという政府試算の根拠も崩れています。情報開示、試算のやり直しを求めます。

食料自給率の向上を国の基本政策の柱にきちんと位置付けることを強く求めます。

##### 2、米価暴落対策について

生産費を大きく下回る米価暴落は、多くの農家に「米価を見通せず、米づくりを続けるかどうか悩んでいる」という深刻な問題を突きつけています。

暴落した米価を回復させるため、米価決定の市場任せをやめ、米の需要と価格の安定に国が責任をもつことを求めます。また、過剰米の市場隔離の実施など、国の緊急対策を求めます。

戸別所得補償制度の復活を求めます。

##### 3、「食の安全・安心」をひろげること

① 輸入食品の農薬残留、遺伝子組み換え食品の横行など食の安全・安心を脅かす事態が後を絶ちません。「安全な食料は日本の大地から」の実現をめざしつつ、食品の検査体制・安全基準の強化を求めます。

遺伝子組み換え食品の表示制度をEU並みに厳格化するよう要望します。また、食品表示法にある「必要な情報が提供されることが消費者の権利」との基本理念に基づき原料原産地表示の拡充を求めます。

- ② 世界的にミツバチの大量死など、生態系への影響からネオニコチノイド系農薬の使用を禁止する国が増えています。昨年5月、そのネオニコチノイド系農薬の残留基準を国際基準より緩い基準に緩和されました。ミツバチだけでなく、生態系全体への影響も懸念されているネオニコチノイド系農薬について、国として調査を強化し、規制を強めることを求めます。

#### 4、都市農業振興のために

都市農業振興基本法を踏まえ、都市農業の安定的な継続と都市農地の保全・有効活用に必要な税制上の措置を講ずるよう要望します。

- ① 都市農業振興基本法において、県・市町村に「地方計画」の策定を求めています。国はその策定について、県・市町村に積極的に指導することを求めます。
- ② 地価の高い神奈川県では、相続税の過重な負担が農業継続に大きな負担となっています。相続税課税方式の変更は行わないようにするとともに、相続税制の軽減をはかること。また、畜舎用地についても相続税評価の軽減措置を創設することを求めます。
- ③ 都市農地の継承に重要な役割をはたしている相続税納税猶予制度を引き続き存続させること。また、農業用施設用地や市民農園へ提供した農地などについても適用対象とするよう制度の改善を求めます。
- ④ 市街化区域農地は、重い税負担などにより減少が続いています。都市農業振興基本法により、都市農業の安定的な継続が国の方針として位置づけられたことから、固定資産税の減免につながる制度の創設、宅地並み課税の見直しを求めます。  
特に、固定資産税等の軽減措置について、都市農業者に過度な事務的負担を与えないような制度設計を求めます。
- ⑤ 都市農業に多い小規模な市街化区域農地が指定対象となるよう、生産緑地制度の面積要件を引き下げるとともに、意欲ある農家の営農継続を担保するため、いわゆる「道連れ解除」を解消することを求めます。
- ⑥ 都市農業を振興し、地域における担い手育成・確保のため「価格安定制度」の枠組みに少量多品目産地を対象とする「都市農業型価格安定制度」(仮称)の創設を求めます。
- ⑦ 直売所、地産地消、学童農園、観光農園、体験農園などの取り組みの支援をさらに強化するよう求めます。また、福祉的就業の場としての農園への助成・支援を充実することを求めます。(相模原)
- ⑧ 自然災害等が発生した場合、迅速かつ万全な支援措置が実行されるよう、常設型支援基金(仮称)の設置を求めます。
- ⑨ 神奈川県でもサル・シカに関する「第4次保護管理計画」を策定し、有害鳥獣への取り組みを強化していますが、鳥獣被害による農作物への被害が軽減されず、また、十分な補償制度がないことなど

から、被害報告を出さない農業者が多く、実態を正確に反映した被害報告となっていない面もあり、取り組みの抜本的強化が求められています。

イノシシなどの大型獣も最近では住宅の近くに出没するようになり、対策の強化が求められています。国の鳥獣被害対策交付金を大幅に増やし、防護柵・わなの設置、捕獲物の利用など農林家や自治体の取り組みへの支援の強化を求めます。

#### 4、農業関係団体の自主性・独自性の尊重を

農協や各種の共同組織は集落営農や担い手への支援、農産物の販路の確保、加工施設の運営など地域農業の振興と農村社会の維持に欠かせません。2015年の農協法「改正」は、農協の営利企業化を押し付けるものにほかなりません。農業協同組合の自主性・独立性を尊重し、現場実態をふまえた国の対応を強く求めます。

#### 5、農業の新たな担い手を増やす施策を

農業の新たな担い手の確保・育成は待ったなしの課題です。

- ① 就農希望者の研修・教育機関の整備、農地の確保、資金、販路や技術・経営支援、住宅の紹介など総合的な支援体制の確立のため「新規就業者支援法」の制定を求めます。
- ② 「青年就農給付金制度」拡充のための予算の増額を求めます。希望する青年すべてを対象とするとともに、受給期間の延長を求めます。(相模原)
- ③ 市民農園や体験農業、学校・福祉農園、グリーンツーリズム、観光農園、直売所、農業ボランティアなど様々なチャンネルで国民が農業にふれることを農業の多様な担い手として位置づけ、支援を強化することを求めます。

#### 【畜産振興対策について】

- 1、飼料高騰が続くなか、酪農および肉用牛経営は大変厳しい状況におかれています。配合飼料については、すでに価格安定基金が設置されていますが、運用をより安定したものとするために万全な財源の確保を求めます。

国は粗飼料の自給率100%を目指すことから、粗飼料の価格安定基金の創設は考えていないとのことですが、現在自給率はどのように推移しているのかを明らかにし、粗飼料に対しても必要な支援・助成を求めます。

- 2、養豚経営における飼料米の有効活用は、地域農業の活性化や豚肉の有利販売への足がかりになります。しかし、飼料用米の生産量の少ない神奈川県にあっては、近県からの飼料米に依存せざるを得ません。また、国として飼料用米の需要マッチング窓口を開設しているものの、養豚農家が年間を通して飼料用米を確保できていないのが現状です。養豚農家が年間を通して飼料用米を利用できるよう、コスト面も含めた総合的な飼料用米の確保対策を要望します。
- 3、酪農経営における労働の周年拘束性の緩和のために創設された酪農ヘルパー制度は、酪農家にとって重要な制度となっています。制度の永続性・安定性をはかるよう求めます。
- 4、豚流行性下痢(PED)から養豚農家を守るため、防疫対策の徹底、ワクチンへの助成と備蓄制度の検討、ならびに発生農家への経営安定支援策を強化するよう求めます。

- 5、乳価交渉、需給安定に大きな役割を果たしてきた、指定生乳生産者団体制度の維持・存続を求めます。  
また、BSE(牛海綿状脳症)の検査について、国産の健康牛については廃止することで合意した食品安全委員会のプリオン評価書(案)の撤回を求めます。

### 【林業について】

木材産業は、林業の生産停滞や製材品の輸入増大などから、深刻な状況に追い込まれています。国の外在依存政策を転換し、林業・木材産業の再生に取り組むことを要望します。

#### 1、国産材利用を拡大する。

森林林業基本計画における国産材の自給率を50%以上にするという計画の確実な執行にとりくむとともに、「森林整備加速化・林業再生基金事業」の継続・充実を図ること。また、一般住宅の新築とリフォームなどへの利用を広げるための措置、さらに住宅以外の建築物の木造化、耐震・耐火の強化、土木事業への新たな利用技術の開発をすすめ、国産材の需要を拡大するとりくみを一層強化することを求めます。

#### 2、地籍調査・境界確認を促進する。

森林所有者の土地境界が明確にできない状況は、森林整備など事業をすすめるうえでの障害になっています。森林管理の基礎となる林地の地籍調査は4割台にとどまっています。森林法の一部改正により、共有林などの森林整備がやりやすくなったものの、より実効性あるものにするため、地籍調査・境界確認を促進するための技術職員を市町村に配置するなどの対策が必要となっています。  
地籍調査・境界確認は伐採適齢期を迎えた現在の林業にとって喫緊の課題です。木材の自給率の向上と合わせ、国の対策の強化を求めます。

#### 3、相続税の軽減措置を講じること。

森林所有者による持続的な森林経営を維持し、森林の持つ水源涵養などの公益的機能を持続させていくためには、相続による経営意欲の減退や所有の細分化を防ぐことが不可欠です。農地並納税猶予制度の創設など、相続税の軽減措置を求めます。

#### 4、林道整備への特段の支援を

林道整備費が大きな負担となっていて整備が進まず、適切な森林管理と木材活用の障害となっています。林道整備等への特段の支援を求めます。(相模原)

### 【漁業関係について】

#### 1、東京湾の水質悪化とオリンピック対策について

- ① 東京湾の水質悪化がすすんでいるという漁業者の声に応え、国として調査を進め、実態を公表し対策を強化することを求めます。
- ② 2020年東京オリンピックに向け、江の島沖から三浦半島沿岸沖がセーリング競技会場となり、定置網の一部が競技水面に重なり漁業者に影響が出ます。関係者への十分な説明と補償を求めます。

#### 2、燃油高騰対策の拡充と漁業用軽油の免税処置の恒久化を求めます。

燃油価格高騰に対し、高騰分を補てんするなど、直接的な支援を継続・強化すること。セーフティネッ

ト構築事業における積み立ての国の比率を高め、危機に立つ沿岸漁業者への支援を強化していただきたい。

現在、漁業用軽油引取税の免税措置が継続となっておりますが、この免税措置の恒久化を求めます。

### 3、新規漁業就業者の支援制度の創設を

漁業の担い手の確保のため、現在、国が行っている新規漁業就業者総合支援事業を希望者が受けやすい内容に充実・改善するとともに、自治体などがおこなっている若い新規就業者に一定の期間、生活費を補てんする制度を国として創設し、漁業への若い人の就業と定着を図ることを求めます。

以上